

概要版

令和4年度

# 包括外部監査の結果報告書

スポーツ関連施設の財務事務の執行および  
管理運営の状況について

令和5年3月

福井県包括外部監査人  
上 坂 誠 和



## 【 目 次 】

第1章 外部監査の概要 .....	1
I. 外部監査の種類.....	1
II. 選定した監査テーマ.....	1
III. 監査テーマを選定した理由 .....	1
IV. 外部監査対象期間.....	2
V. 外部監査対象施設.....	2
VI. 外部監査の方法.....	2
VII. 外部監査の実施期間.....	3
VIII. 外部監査人および外部監査人補助者 .....	3
IX. 重要な用語の説明.....	3
X. 利害関係 .....	4
第2章 監査対象の概要.....	5
I. 県のスポーツ政策.....	5
II. 県のスポーツ振興を担う主な組織.....	13
III. 監査対象施設の概要.....	14
第3章 監査の結果.....	16



# 第1章 外部監査の概要

## I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

## II. 選定した監査テーマ

スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

## III. 監査テーマを選定した理由

県は、国（文部科学省）の「スポーツ基本法」の制定（平成23年6月）を受けて、平成25年7月に「（第1次）福井県スポーツ推進計画」（計画推進期間：平成25年度～平成30年度）、国（文部科学省）の「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月）の発表を受けて、令和2年3月に「（第2次）福井県スポーツ推進計画」（計画推進期間：令和元年度～令和6年度）を一部改訂し、スポーツの推進を図っている。

この間、福井県においては、平成30年に第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」と第18回全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」を開催し、それを機に、スポーツ施設の充実化や交通インフラなどの整備が進められた。この国民体育大会において、福井県は、男女総合優勝（天皇杯）を獲得するとともに、初の女子総合優勝（皇后杯）をも獲得できている。

また、令和2年7月に策定された福井県長期ビジョンの中でも、スポーツをふくいの活力源としてあげており、県は、スポーツの振興や普及を重視していると考えます。

一方、少子高齢化社会により国内の人口が減少し、競技人口や観戦者数も伸び悩むなか、「スポーツをとおして人を集める」、「交流人口の拡大」といった考えが強まってきており、自治体の政策は、従来の地域内のスポーツ振興という目的に加え、地域外からの誘客によるレジャー・サービス産業の発展という観光目的を志向する方向に向かっている。この1つの方法として、県、市町、経済団体、観光団体、スポーツ団体、大学、報道機関等の関係団体が一体となってスポーツを通じた取組みを推進する「地域スポーツコミッション」があり、「スポーツ・ツーリズム」や「スポーツを取り入れたまちづくり」による地域活性化策として多くの役割が期待されている。

また、この推進策として、県は、組織面では、文化・スポーツを活かした楽しみや元気あふれるまちづくりを推進するため、交流文化部内の文化課とスポーツ課を統括する「文化・スポーツ局」を令和3年4月に設置している。また、スポーツ施設の面では、県有のスポーツ・レクリエーション施設である嶺北地域の「ふくい健康の森」の平成30年のリニューアルに合わせ、新たに嶺南地域においてスポーツ・レクリエーション施設の整備を行っている。情報面では、福井県スポーツ情報ポータルサイトおよびスポーツ施設を含む施設予約サービスのサイト（県内全市町と共同運用）を整備し、運用開始している。

また、約1年後の令和6年3月には北陸新幹線が福井・敦賀まで開業し、同年3月31日に福井県初の大規模都市型フルマラソンである「ふくい桜マラソン」が開催される予定である。

このような状況を踏まえると、今後のスポーツ政策は、「する、みる、ささえる」という3つの観点からバラ

ンスの取れた政策を実行し、目標を実現することがますます大切となってくる。

そこで、福井国体の実施によりスポーツ施設の整備が一段落し、新幹線開業やふくい桜マラソン開催を控えたこのタイミングでスポーツ政策の根幹部分であるスポーツ施設およびその関連事業について監査を行うことは、時期的にも県民の関心度の高さの点でも適当であると考え、今回の監査のテーマとして選定した。

#### IV. 外部監査対象期間

原則として令和3年度（必要に応じてその他の年度も対象とする。）

#### V. 外部監査対象施設

今回の監査にあたり、福井県が所有するスポーツ施設を監査対象施設とした。当該条件に合致する施設は、以下の16施設になる。

- ・ 県の直営施設

福井県福井運動公園、福井県立武道館、幾久公園、臨海中央公園

- ・ 指定管理者制度を導入している施設

福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンター、福井県立クレール射撃場、福井県立ホッケー場、福井県立艇庫、テクノポート福井総合公園、ふくい健康の森、若狭総合公園、奥越ふれあい公園、トリムパークかなづ、丹南総合公園

#### VI. 外部監査の方法

(1) 主要な監査目標は以下のとおりである。

スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理の状況について、法令等に準拠した上で効果的、効率的かつ経済的に実施されているかを検討する。

(2) 主な監査要点

1. 事務の執行等が、法令、条例、規則、要綱等に準拠して行われているか
2. 委託等の契約は適切に行われているか
3. 施設の利用状況は適切か
4. 現金・固定資産等の現物管理が適切に実施されているか
5. 県営スポーツ施設の管理運営は適切に行われているか
6. 直営施設が、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から適切に管理運営されているか
7. 指定管理者の選定過程は適切か
8. 指定管理者制度導入施設が、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から適切に管理運営されているか
9. 県の指定管理者に対する指導監督は適切か
10. 事務事業の実施状況が適切か

### (3) 主な監査手続

1. 県担当者、指定管理者等への質問
2. 関係書類の閲覧、照合、分析
3. 現地調査
4. 現金・固定資産等の管理状況の把握
5. 財務事務の執行および管理に関する規程等の整備状況の把握
6. その他必要とした手続

## VII. 外部監査の実施期間

令和4年6月22日から令和5年3月13日まで

## VIII. 外部監査人および外部監査人補助者

- ・ 包括外部監査人  
上坂 誠和（公認会計士・税理士）
- ・ 外部監査人補助者  
藤井 宏澄（公認会計士・税理士）  
福原 豪秀（公認会計士・税理士）  
梅田 雅彰（公認会計士・税理士）  
寺尾 忠佳（公認会計士・税理士）  
木村 善路（公認会計士・税理士）

## IX. 重要な用語の説明

本報告書の中で使用される以下の用語は、次のような意味で用いている。

### 【使用されている用語の説明】

- ・ 「指摘事項」と「意見」

「指摘事項」とは、一連の事務手続の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、あるいは、違法ではないが、社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

また、「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織および運営の面で合理化に役立つものとして改善または検討が望まれる事項を記載している。

- ・ 3E

3Eとは、Economy（経済性）、Efficiency（効率性）およびEffectiveness（有効性）を示す。経済性は「同じものをどれだけ安く手に入れることができたか」、効率性は「同じ材料でどれだけのもを産出できたか」、有効性は「その産出物によってどれだけ効用を生み出したか」を意味する。

【 本報告書における記載内容の留意事項 】

・ 端数処理

報告書の数値は、原則として金額は単位未満の端数を切り捨てて記載し、比率は小数点2位以下を四捨五入して記載している。但し、県より入手した資料が異なる端数処理をしていた場合は、そのままの金額を記載することとしている。以上より、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

**X. 利害関係**

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第 2 章 監査対象の概要

### Ⅰ. 県のスポーツ政策

#### 1. 福井県スポーツ推進計画

福井県においては、「福井県スポーツ振興プラン」（平成 10 年 3 月策定）および「福井県教育振興ビジョン」（平成 14 年 3 月策定）に基づいて、県民一人ひとりの生活の中にスポーツが位置づけられた「生涯スポーツ社会づくり」に積極的に取り組んできた。一方、国において、平成 23 年 6 月に、昭和 36 年に制定された「スポーツ振興法」が 50 年ぶりに全面改正され、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国および地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めた「スポーツ基本法」が新しく制定された。

これらを踏まえて、県は、平成 30 年の第 73 回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」の開催に向けて施策を展開するとともに、全国トップクラスの健康長寿県として「元気な福井の健康づくり応援計画」等と連携しながら、県民の誰もがそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しむことができる環境を整えるための、新たな「福井県スポーツ推進計画」を策定している。

「福井県スポーツ推進計画」は、以下のような期間で策定されている。

第 1 次計画推進期間：平成 25 年度（2013 年度）～ 平成 30 年度（2018 年度）

第 2 次計画推進期間：令和 元年度（2019 年度）～ 令和 6 年度（2024 年度）

このスポーツ推進計画において県が「目指す姿」が掲げられているが、第 1 次計画推進期間と第 2 次計画推進期間において、その内容に大きな違いはなく、現在推進中の第 2 次計画推進期間における「目指す姿」は、以下のとおりとなっている。

#### <目指す姿>

##### 1. 県民の誰もがスポーツを楽しめる福井

ライフステージに応じ、本県発祥のニュースポーツなどを含めた幅広いスポーツを気軽に楽しめる福井を目指します。

##### 2. 運動好きな子どもたちが元気に輝ける福井

全国トップクラスの体力をさらに伸ばし、心も体も健康で、積極的に運動・スポーツに親しむことができる子どもを育む福井を目指します。

##### 3. 国内外で活躍できるトップアスリートが育つ福井

福井国体・障スポの成功を機に、県民に夢や希望を与える、国際大会などで活躍する選手を育む福井を目指します。

また、本計画では、以下のようにスポーツ推進のための基本施策を掲げるとともに、それぞれについて実施する具体的な施策を掲げている。さらに、実効性のある計画とするために、目標年次（令和6年度）までの数値目標を設定し、施策を実施するとしている。

## 1. 県民の誰もがスポーツを楽しめる福井

### <基本施策>

#### I. 1 県民 1 スポーツ

##### ～福井国体・障スポを契機とした地域スポーツの振興～

#### 施策の目標指標

項目	H24 (策定時)	H30 (現状)	R 6 (目標)
成人のスポーツ実施率 (週1回以上スポーツを実施)	36.8%	54.1%	65%
総合型地域スポーツクラブ会員数	6,274人	6,619人	7,500人

#### 具体的施策

##### 1 「する」「みる」「ささえる」スポーツに親しむ環境づくり

- ・一年を通してスポーツを楽しむ機会の充実（県民スポーツ祭等）
- ・県民交流イベントの開催（はびりゅうフェスタ等）
- ・スポーツ施設の情報を提供（県内のスポーツ施設の情報の収集と発信）
- ・地域、企業でのスポーツ交流への支援（イベント企画力向上研修会の開催）
- ・総合型地域スポーツクラブの活動の充実（部活動連携等）
- ・オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成（キャンプの誘致等）

##### 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ・働き盛り世代のスポーツ参加の促進（出前講座等）
- ・子育て世代のスポーツ参加の促進（親子で参加できるスポーツ体験教室の開催）
- ・福井国体のデモンストレーション競技等を活用したスポーツの推進
- ・県民スポーツチャレンジ制度の普及拡大
- ・体力測定を活用した健康・体力の増進（体力測定会の開催）

- ・スポーツ障害の予防（スポーツ障害予防に関する情報の発信）
- ・幼児期からの自ら体を動かす意欲の醸成（幼児教育研修の実施）
- ・スポーツ少年団活動の推進
- ・レクリエーション・スポーツの普及拡大（体験イベント等）

### **3 ユニバーサルスポーツの推進**

- ・高齢者のスポーツ参加の促進（指導者派遣・体験教室の開催等）
- ・障がいのある人のスポーツ参加の促進（障がい者スポーツ教室開催への支援）
- ・障がい者スポーツ選手の育成（強化練習の支援等）
- ・障がい者スポーツ指導員の養成（指導者養成講習会を開催）
- ・障がいのある人となない人が共にスポーツに親しむ機会の創出
- ・スポーツ活動場所の確保

### **4 スポーツボランティアの活性化**

- ・多様な指導者の養成（生涯スポーツ等）
- ・スポーツ推進委員の資質向上（研修会の開催）
- ・スポーツ指導者バンク等の活用（スポーツ指導者、スポーツボランティア）

### **5 スポーツ交流の推進**

- ・地域スポーツコミッションによるスポーツツーリズム等の推進
- ・県内のスポーツ施設を活用し全国規模のスポーツイベント等を誘致
- ・参加型スポーツイベント等の開催を推進
- ・競技大会とあわせた県民向け大会の開催
- ・県内トップチーム・選手を県民一体でサポート・応援
- ・スポーツ情報の提供

## **2. 運動好きな子どもたちが元気に輝ける福井**

### **<基本施策>**

#### **Ⅱ. 子どもの体育・スポーツ活動**

～学校等での活動を通じた運動やスポーツの多様な楽しみ方の推進～

### 施策の目標指標

項 目		H24 (策定時)	H30 (現状)	R 6 (目標)
運動やスポーツをすることが 好きな子ども	小学生	90.2%	91.2%	93%
	中学生	85.9%	87.2%	89%
1日の運動実施時間が 1時間以上の子ども	小学生	61.5%	62.4%	78%
	中学生	75.7%	74.9%	82%

### 具体的施策

#### 1 学校体育の充実

- ・「運動が好き」な子どもを増やす体育の授業改善（楽しい、分かる、できる授業）
- ・小学校体育授業の支援（補助指導員派遣）
- ・体育指導資料集の活用と教員研修会の開催
- ・工夫して体を動かす時間を確保する「A1（アクティブワン）運動」の実施
- ・小学校・中学校にトップアスリートを派遣（走る、跳ぶ、投げる等正しい動作を習得）

#### 2 地域の協力を得た運動部活動の推進

- ・公認スポーツ指導者や国体成年選手を運動部活動に派遣
- ・指導者の資質向上（地域スポーツ指導者研修会等）
- ・市町教育委員会や中・高体連と連携し、運動部活動の在り方の検討を促進

### 3. 国内外で活躍できるトップアスリートが育つ福井

#### <基本施策>

#### Ⅲ. トップアスリートの養成

～福井国体のレガシーを活かした競技力の維持・向上～

## 施策の目標指標

項目	H24 (策定時)	H30 (現状)	R 6 (目標)
競技スポーツの全国大会での 上位入賞数（1～3位）	データ なし	290件	100件/年を維持 (※)
公認スポーツ指導者新規登録数	95名	87名	100名

※ 福井国体に向けたジュニア選手育成時期（H25～27）の平均89件を上回る件数

## 具体的施策

### 1 選手を育成強化する体制づくり

- ・有望なジュニア選手の発掘・育成（能力測定会・競技体験会の実施等）
- ・国体や全国大会等に向けた少年選手の確保（遠征・合宿等の強化支援等）
- ・成年の有力選手のU I ターンの促進（スポジョブふくい継続）
- ・有望選手の強化（オリンピック候補選手の支援）
- ・「ふるさと選手」の確保
- ・クラブ・企業チームの強化（自立を目指すクラブチームの支援）
- ・国体成年選手による少年選手の指導の推進
- ・「新しいお家芸競技」（地域に根差したスポーツ）の育成（全国大会誘致・開催等の支援）

### 2 指導者の育成と確保

- ・公認スポーツ指導者資格取得の促進（講習会を開催）
- ・国内トップクラスの指導者の配置（スーパーアドバイザーによる指導）
- ・指導者の確保と資質向上（研修会の開催等）

### 3 競技力向上のための環境づくり

- ・スポーツ医・科学支援体制の充実（専属トレーナー派遣等）
- ・アスリートに必要な栄養指導の推進
- ・女性アスリートのサポート
- ・アンチ・ドーピングに関する啓発
- ・強化練習会場の確保
- ・強化備品・競技用具の整備

上記の「具体的な施策」を実行・実現していくなかで、スポーツ施設が重要な役割を担っている部分は多々あり、スポーツ施設が果たす役割は非常に大きいと考える。スポーツ施設のあり方を考えるうえで、上記の具体的な施策は、考慮すべき事項になる。

## 2. 計画の推進体制と評価

県は、上記「福井県スポーツ推進計画」を推進していくにあたり、推進体制を整備するとともに、進捗状況の評価方法を設定している。当該推進体制等の内容は以下のとおりとなる。

### 1 推進体制

県では、スポーツ推進にあたり、スポーツにかかる関係機関・団体等との連携を図るとともに、学校体育やスポーツ医・科学等の各種専門的知見の取組みに反映させるため、条例に基づき、「福井県スポーツ推進審議会」を平成 24 年 3 月に設置した。

- (1) 同審議会が中心となって、推進計画に基づきスポーツを推進するとともに、推進計画の進捗管理を行う。
- (2) 県は、市町および市町教育委員会、関係機関、スポーツ関係団体などの連携体制を強化しながら、推進計画の周知を図り、同計画に基づく取組みを推進する。

### 2 進捗状況評価

- (1) 推進計画の進捗状況の評価は、施策目標の達成状況を客観的に把握・評価するため、「目標指標」を用いて行う。
- (2) 具体的には、福井県スポーツ推進審議会を定期的で開催し、最新のデータに基づき、これまでの目標指標の推移や目標年度との関係を踏まえ、目標の達成状況の評価を行う。
- (3) 県民意識調査等により、定期的に県民のスポーツ活動に対する実態やニーズの把握を行う。
- (4) 目標の達成のために必要があると認められる場合には、福井県スポーツ推進審議会における検討を経て、取組み内容の充実を図る。

### 3 進行管理

計画に掲げた施策の基本的方向や具体的な施策などについては、その進捗状況や評価を県民に公表するとともに、次年度以降の施策の展開に反映し、より高い実効性を担保できるよう努める。

### 3. 推進計画の進捗状況

福井県スポーツ推進計画の令和3年度における進捗状況は下記のとおりとなっている。

なお、目標達成率の評価区分は、目標値以上は「達成」、達成率が80%以上100%未満は「概ね順調」、達成率が80%未満は「努力を要する」としている。

#### 【令和3年度 福井県スポーツ推進計画の状況】

＜目指す姿1＞ 県民の誰もがスポーツを楽しめる福井							
項目	目標値 (A) (R6)	実績値 (B)				目標達成率 (B/A)	
		H24 (策定時)	R1	R2	R3		
達成状況	成人のスポーツ実施率 (週1回以上スポーツを実施)	65.0%	36.8%	54.8% (全国53.6%)	56% (全国59.9%)	66.5% (参考値) ※1 (全国56.4%)	参考値のため 評価せず
	総合型地域スポーツクラブ会員数	7,500人	6,274人	6,635人	6,009人	6,246人	概ね順調 (83.3%)

※1：例年、体力・運動能力調査では調査対象者を幅広く募り行っていた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、人を集めることができなかった市町では、スポーツクラブやスポーツ教室など普段スポーツを行っている人を対象に調査を実施したことからスポーツ実施率が上昇したと推測されるため、令和3年度は、参考値としている。

＜目指す姿2＞ 運動好きな子どもたちが元気に輝ける福井								
項目	目標値 (A) (R6)	実績値 (B)				目標達成率 (B/A)		
		H24 (策定時)	H30	R1	R3			
達成状況	運動やスポーツをすることが 好きな子ども	小学生	93%	90.2%	91.2%	91.7%	86.7%	概ね順調 (93.2%)
		中学生	89%	85.9%	87.2%	87.8%	84.5%	概ね順調 (94.9%)
	1日の運動実施時間が 1時間以上の子ども	小学生	78%	61.50%	62.4% (47.9%) ※2	— (45.2%) ※2	— (42.0%) ※2	目標達成状況は ※3参照
		中学生	82%	75.7%	74.9% (76.1%) ※2	— (75.5%) ※2	— (74.5%) ※2	目標達成状況は ※3参照

※2：全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、H25より当該質問の回答様式が変更となったため、( )内の数値は参考値となる。

H30の上段は、回答様式をH24に合わせた県の独自調査による。

※3：1日の運動実施時間の調査は、平成25年度から回答方法が変更になり、全国・本県とも大幅に割合が減少しています。

小学生 H24 61.45% → H25 44.8% (16.7%減)

中学生 H24 76.65% → H25 71.8% (4.9%減)

令和3年度の実績値(参考値)に、回答方法変更に伴う減少分を足して、目標値と比較すると、想定目標達成率は、小学生58.7%、中学生79.4%となります。

小学生 R3 42.0% + 16.7% = 58.7%

中学生 R3 74.5% + 4.9% = 79.4%

1日に1時間以上運動をする児童生徒の割合（上段は福井、（ ）内は全国の数値、単位は%）

区分		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R3
全国調査	小学生	61.5 (59.4)	44.8 ( - )	47.5 (43.4)	47.5 (42.9)	47.5 (44.4)	49.0 (44.8)	47.9 (42.5)	45.2 (40.8)	42.0 (38.2)
	中学生	76.7 (73.7)	71.8 ( - )	75.0 (70.6)	74.4 (70.4)	75.8 (73.6)	76.6 (74.4)	76.1 (74.0)	75.5 (72.6)	74.5 (68.8)

注：回答方法が変更になり全国的に割合が大きく減少

◀回答方法▶

H24まで・・・30分未満、30分～1時間、1～2時間、2時間以上から選択  
H25から・・・月火水木金土日の各曜日の運動時間を記載

◀目標に対する県教育委員会の考え▶

- ・計画期間の途中で調査方法が変更になり、計画当時と現在で比較できる指標がないことから、今回の計画改定では目標値を変更せず、想定目標達成率で実績報告することとしています。
- ・本県の数値は、回答方法の変更にかかわらず、毎年、小学生は4～5ポイント、中学生は2～3ポイント、全国平均を上回っています。
- ・教員の労働時間制限や部活動改革等により、これまでのように目標達成に向けて学校での運動時間を増やすことは難しいのが現状であり、国の方針を見極めながら、今後の取組みを検討していく予定です。

＜目指す姿3＞ トップアスリートの養成							
項目	目標値 (A) (R6)	実績値 (B)				目標達成率 (B/A)	
		H24 (策定時)	R1	R2	R3		
達成状況	競技スポーツの全国大会での上位入賞数（1～3位）	100件/年を維持	データなし	196件	130件	169件 ※	達成 (169.0%)
	公認スポーツ指導者新規登録者数	100名	95名	45名	94名	219名	達成 (219.0%)

※ R3の実績は2月末時点

令和3年度時点においては、いずれも「達成」、もしくは「概ね順調」となっており、「努力を要する」となった項目はなかった。引き続き良好な進捗状況になるよう努めてほしい。

## II. 県のスポーツ振興を担う主な組織

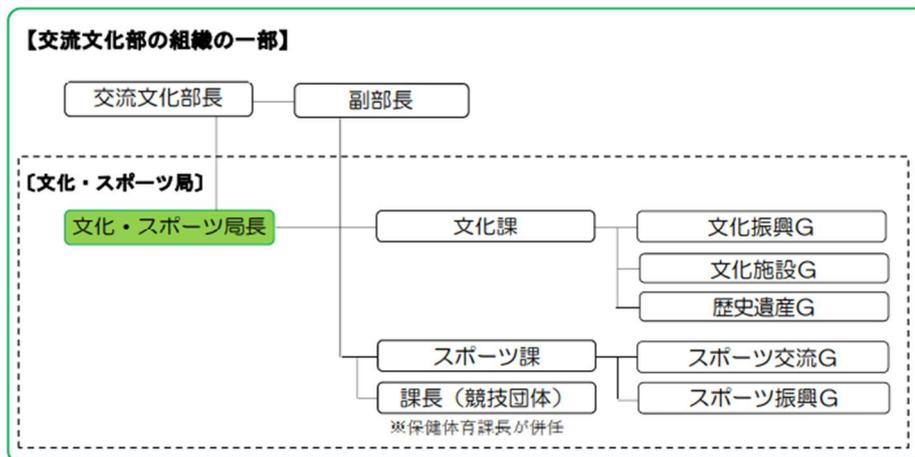
### 1. 文化交流部 文化・スポーツ局 スポーツ課

福井県のスポーツ行政は、主に交流文化部内にあるスポーツ課によって推進される。

スポーツ課の主な業務内容は、スポーツ推進計画に関すること、競技スポーツに関すること、国民体育大会に関すること、生涯スポーツに関すること、障がい者スポーツに関すること、各種スポーツ大会に関すること、日本スポーツマスターズ 2023 福井大会に関すること、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西に関すること、県立スポーツ施設に関することなど、スポーツ全般事項を担っている重要な組織となっている。

なお、令和 3 年 4 月 1 日付けで、県に『文化・スポーツ局』が設置されている。これは、文化とスポーツで「ふくいをもっとおもしろく」を目標に、交流文化部に『文化・スポーツ局』を新設し、文化・スポーツを活かした楽しみや元気あふれるまちづくりを推進すべく、また、北陸新幹線福井・敦賀開業に向け、フルマラソンの開催や県民主役のまちなか文化イベントの拡大など、県民も訪れる人も楽しめる場所・機会づくりを加速すべく設置されたものである。

スポーツ課には、新しい組織の下、関係各課と連携をとりながら、積極的にスポーツの推進を行っていくことを期待する。



### 2. 地域スポーツコミッション「福井県スポーツまちづくり推進機構」

スポーツ大会の誘致やスポーツイベントの企画・開催、県内スポーツチームの応援など、スポーツを通じて地域活性化を図るため、県、市町、経済団体、観光団体、スポーツ団体、大学、報道機関等の関係団体が一体となって取組みを推進することを目的として、地域スポーツコミッション「福井県スポーツまちづくり推進機構」が設立されている。

当機構の会長は、福井県知事であり、副会長は、県の交流文化部長が充てられている。また、事務局は、県の交流文化部スポーツ課に置かれている。

### Ⅲ. 監査対象施設の概要

今回、監査の対象となった各施設における主な内容は、以下のとおりである。

所轄	交流文化部 文化・スポーツ局									
	スポーツ課									
施設名	福井県 福井 運動公園	福井県 福井少年 運動公園	福井県立 武道館	福井県立 馬術競技場	福井県立 ライフル 射撃場	福井県立 アーチェリー センター	福井県立 弓道場 センター	福井県立 クレー 射撃場	福井県立 ホッケー場	福井県立 総串
敷地面積 (㎡)	306,134	38,900	29,722	19,040	17,276	16,687		120,500	8,335	4,130
屋内	体育館 (メイン)	2,870㎡								
	・バレーボール	4 面								
	・バスケットボール	3 面								
	・バドミントン	18 面								
	・ハンドボール	1 面								
	・卓球	40 台	屋内休館所に数台 (子供用)							
	・フットサル	1 面								
	・ランニングコース	2 階								
	体育館 (サブ)	1,050㎡								
	・バレーボール	2 面								
	・バスケットボール	1 面								
	・バドミントン	6 面								
	競技場			多用途 ( 636㎡)						
	温水プール	25m×6コース								
	幼児プール	水深 0~5cm								
	その他プール等									
	全天候型球技場									
	トレーニング室	あり		あり (81 ㎡)						あり
	エアロビクススタジオ									
	弓道場			近約12射 遠約6射						
研修室 (会議室)	会議室		5 室			あり	大小1室		200名収容	
合宿所・ 休養施設	合宿所 最大 64名 収容		合宿所 最大宿泊 76名	クラブハウス						
その他	ボクシング練習室 多目的室 (ダンス、空手、ヨガ等 縄張りの部屋)	屋内休憩所	柔道場 (大・小) 剣道場 (大・小) 相撲場 (試合場・ 練習場)				トレーニング カーム面積 (156㎡)			
屋外	芝生広場		あり							
	グラウンド									
	陸上競技場 又はトラック	9.98スタジアム 約 16,000人収容								
	補助競技場	総面積 27,100㎡								
	パットゴルフ場									
	マレットゴルフ場	36 ホール								
	ゲートボール場									
	テニスコート	16 面								
	ソフトボール場									
	プール	50m×9 (夏季)								
	飛込プール	あり								
	サッカースタジアム									
	野球場	約22,000人収容								
	補助球場	あり								
	遊具		芝生広場							
	野外ステージ		あり							
	その他		目録の丘		本馬場 約70×115m 覆馬場 約20×40m	50m 射撃場 10m 射撃場	全 27射	カーム面積 143,5㎡	国際式 トラップ1面 国際式 スキート1面	11人制 1コート 6人制 3コート
駐車場	普通 (台)	1,129	福井運動 公園と共通	335	10	64	50	87	15	29
	大型 (台)	16		2						

所轄	交流文化部 文化・スポーツ 文化課	産業労働部 公営企業課	健康福祉部 地域福祉課	土木部						
				都市計画課						
施設名	幾久公園	テクノポート 福井	ふくい 健康の森	若狭 総合公園	奥越ふれ あい公園	トリム <sup>®</sup> - かなづ	丹南 総合公園	臨海 中央公園		
敷地面積 (㎡)	31,844	159,000	740,000	160,000	196,000	200,000	155,000	50,000		
屋内	体育館 (メイン)					1,638㎡	2,130㎡			
	・バレーボール					2面	2面			
	・バスケットボール					2面	2面			
	・バドミントン					6面	8面			
	・ハンドボール					1面				
	・卓球					10面				
	・フットサル					1面				
	・ランニングコース									
	体育館 (サブ)									
	・バレーボール									
	・バスケットボール									
	・バドミントン									
	競技場									
	温水プール			25m×6コース	25m×6コース					
	幼児プール			水深2種類	水深40cm					
	その他プール等			流水プール ウォータースライダー	ジャグジー					
	全天候型球技場							多目的		
	トレーニング室			あり (316㎡)			あり			
	エアロビクススタジオ			あり (214㎡)			あり			
	弓道場						近的4射			
研修室 (会議室)				会議室 30名	あり	2室	あり			
合宿所・ 休養施設				多目的 休養施設						
その他			200mトラック 運動フロア (1,526㎡)							
屋外	芝生広場		10,000㎡ 超	中央広場	あり	ひろびろ広場	あり	あり		
	グラウンド	多目的		多目的		多目的	多目的	多目的		
	陸上競技場 又はトラック	300mトラック ×4コース		400mトラック ×4コース		400mトラック ×8コース				
	補助競技場									
	バットゴルフ場		18ホール							
	マレットゴルフ場		36ホール	36ホール	36ホール		27コース			
	ゲートボール場	2面			2面	4面	屋根付 3面 屋外 3面	1面		
	テニスコート	3面		8面		6面	8面	3面		
	ソフトボール場							1面		
	プール									
	飛込プール									
	サッカースタジアム		21,053人収容							
	野球場							3,500人収容		
	補助球場									
	遊具	アスレチック 遊具	アスレチック広場 ・ソリコース	アスレチック 遊具広場	遊び広場 トリム広場	子供の森	遊具広場	芝生広場		
				ちびっこ広場						
				ファミリー健康広場						
	野外ステージ				あり		あり			
	その他			バ <sup>®</sup> - <sup>®</sup> お <sup>®</sup> -広場	スケートパーク		出合いの森	ピオ <sup>®</sup> - <sup>®</sup> 園	ピ <sup>®</sup> お <sup>®</sup> - <sup>®</sup> (里山)	イト <sup>®</sup> 入 <sup>®</sup> 広場
				お <sup>®</sup> お <sup>®</sup> お <sup>®</sup> 広場	ロー <sup>®</sup> - <sup>®</sup> スケートコース		せせらぎの森	和風園	1,900㎡	
			バスケットコート	ふれあい公園		お <sup>®</sup> お <sup>®</sup> か池	森の学校	散策路(里山)		
			バー <sup>®</sup> - <sup>®</sup> お <sup>®</sup> -広場	バ <sup>®</sup> - <sup>®</sup> お <sup>®</sup> -広場		水生花園		580m		
駐車場	普通 (台)	20	400	597	209	627	340	327	67	
	大型 (台)			10	10	10	8	8		

### 第3章 監査の結果

今回の監査における指摘事項および意見の一覧は、以下のとおりである。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
<b>第3章 総論</b>				
1		1	条例における数字の表記について	各施設の Web サイトの利用料金は、算用数字で表記されているが、各条例の利用料金は、漢数字で表記されている。県は、県民の分かりやすさを考慮していないと思われるおそれがある。 明瞭性や整合性の観点からも条例における利用料金は、算用数字で表記したほうがよいと思われる。県は、今一度条例における漢数字と算用数字の使い分けについて再検討をすることが望まれる。
2		2	利用料金の設定単位について	施設の利用料金の設定あたり、算定基礎が午前・午後・夜間といった大きな単位のみで設定している施設がある。 県または指定管理者は、利用者の利便性も考慮し、1時間単位等の短い単位での料金設定についても検討することが望まれる。
3		3	施設利用の予約について	現在においてほとんどの施設で予約を行う場合は、窓口受付や電話等での予約受付が主になっている。今日ではパソコンや携帯（スマートフォン含む）の利用者が多く Web サイトで予約や予約状況の確認ができれば、利便性が向上すると考えられる。そのため、県または指定管理者は、早い段階で Web サイト予約ができるシステムを取り入れることが望まれる。 この点、県は令和5年3月に県内全市町と共同で公共施設の予約が24時間365日いつでも可能な専用 Web サイト「施設予約サービス」を運用開始した。これによりすべての県内の公共施設の利用予約や空き状況の確認ができ、利便性が向上することを期待したい。
4		4	観客数の把握について	スポーツ観戦などの観客数の把握が一部施設を除き行われていなかった。観客数の把握が行われていないと、施設の評価が適切に行われないおそれがあり、実際の稼働率を把握するためには、観客数も把握することが望ましい。 観客数の把握は、例えば日本観光協会方式（ガイドライン）の「一定面積の最盛時の利用者×回転数×全体の面積÷一定面積」といった算定方法で把握してもよいと考えられるし、各施設で合理的に観客数を定められるのであれば、その算定方法でも問題ないと考えられる。
5		5	決済方法の多様化について	今日ではキャッシュレス化が進んでおり、決済方法が多様化している。県または指定管理者は、利用者の利便性も考慮し、決済方法の多様化への対応を図ることが望まれる。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
6	1		備品管理シールの運用について	<p>備品について現物確認を実施したところ、多くの施設において、貼付されている備品管理シールの破損、汚損ないし剥離があり、番号等の照合が確認できないものが発見された。また、備品管理シールが備品に貼付されていないものが発見された。</p> <p>備品管理上、備品管理シールによる現物管理は重要である。県または指定管理者は、定期的に現物の状態を確認して、貼付漏れがあった場合には備品管理シールを貼り付ける対応や、破損等している場合には速やかに新しいものに貼り替えるなどの対応を取る必要がある。</p> <p>なお、屋外で使用する備品などは、備品管理シールは比較的破損、汚損しやすく、劣化しやすいことが予想される。このような備品には、よりシールの素材を耐候性のある丈夫なシールを貼り付けたり、備品台帳において写真を添付したり、保管場所の壁に備品一覧表を貼り付けたりするなど、備え付け・保管の状況が分かるようにするなどの工夫が必要である。</p>
7		6	備品台帳について	<p>施設ごとに作成している備品台帳には、県で管理している物品番号が記載されていないため、同じ名称のものが複数記載されている場合には個別識別ができない場合もあり、突合せや管理が適切に行なわれないおそれがある。そのため、県または指定管理者は、施設で使用している備品台帳には、県が管理している物品との同一性を確認できるように物品番号を記載し、備品の個別識別ができるようにすることが望まれる。また、備品台帳には、保管場所も記載し、個別の備品の現物確認を効率的に実施できるようにすることが望まれる。</p>
8		7	AEDの設置場所の表示について	<p>各施設のAEDの設置場所には、AEDの設置案内のシールが貼られていたが、ほとんどの施設の施設案内図にはAEDの設置場所が記載されていなかった。</p> <p>スポーツ施設や公園といった場所は、老若男女を問わず使用される場所である。特に公園は施設自体が大きい。県または指定管理者は、AEDが必要となった緊急事態に素早く対応できるように、施設案内図にAEDの設置場所を分かりやすく記載したほうがよいと考える。</p>
9		8	施設の運営状況を判断するための指標について	<p>県は、コストに関する指標など施設の運用状況を判断するための指標を設定し、毎年度その指標から県の判断結果を記録として残すべきである。</p> <p>また、これらの指標を事業報告書に記載している指定管理者はないが、この指標は、県の施設の運営状況を判断するための指標としてだけでなく、指定管理者にとってもコスト削減や利用者増加を意識させる指標になると思われるので、県は、指定管理者に県が設定した指標を事業報告書に記載させるようにすることが望まれる。</p>
10		9	適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析について	<p>県民のスポーツへの参加を促し健康増進につなげることや、施設の利用者を増加させ施設の有効利用を促すためにも、県または指定管理者は、適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析を行っていく必要があると考える。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
11		10	目標設定の方法について	目標設定の際には、その多くが直近実績を基準にしている。直近実績は目標設定の参考とはなるが、それ自体はそもそも効果的とはいえない事業運営の結果かもしれない、基準として必ずしも妥当とは限らないことを理解する必要がある。県が中長期計画で掲げている基本目標や推進事業の内容、周囲の人口・他の同様の施設の存在等の客観的データ、フェルミ推定（調査しないと分からないような数量を論理的に概算すること）等の手法を用いて、県または指定管理者は、理論的に目標数値を算出する方法を検討するのが望ましい。
12		11	目標設定の根拠資料の作成について	事業計画書や事業報告書にて記載される目標数値について、それがいかなる要因を考慮して決定したのかを説明できる資料がない。県または指定管理者は、目標設定の際には、内部環境や外部環境をどのように考慮したのか、目標算出の計算はどのように行ったのかを事後的にも把握できる、要因把握が可能な資料（「目標数値設定表」等）を作成することが望ましい。
13		12	モニタリング手法について	内部評価において、どのような観点からどのようにモニタリングしたのかを把握できる資料が残されていない。県は、モニタリング実施時において何についてモニタリングしたかを記録した調書を残すべきである。例えば、チェックリスト等を使用することで、評価基準や評価項目・評価方法を明確化させることで、一定水準以上のモニタリングを確保することができ、また、調書として残すことで今後のモニタリングにも活用できると考えられる。
14		13	Webサイトの充実について	県または指定管理者は、施設利用者の利便性を高める観点および施設の利用促進を図る観点から、施設のWebサイトにおいては、所在地、施設内容、利用時間、利用料金等の基本的な施設概要情報を掲載するだけでなく、施設の魅力な点の紹介やイベント情報等も掲載するなどし、施設の存在価値を広めるようWebサイトの充実を図っていくことが望まれる。また、Webサイトの作りにおいても、情報を探しやすい、見やすいサイトとなるよう工夫することが望まれる。 また、県が運営開始したWebサイトである「施設予約サービス」と施設独自のWebサイトがリンクして、施設の空き情報の確認や施設の予約申請が容易にできるようになることが望まれる。
15		14	意見箱の設置について	意見箱については、目立たない場所に設置されていたり、意見箱の周辺に回答用紙や筆記具なども備え付けられていなかったりして、利用が期待しにくい状況となっている施設もある。県または指定管理者は、意見の投書がしやすいような工夫をすることが必要と考える。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
16		15	アンケートの実施について	<p>基本協定書にアンケート実施の取り決めの記載があるにもかかわらず、アンケートを配布して利用者の意見、要望、苦情等を聴取している施設は半数以下であった。また、実施していたとしても、特定のイベントや教室等に参加した人を対象としたアンケートであり、不特定多数の者へアンケートを配布しての実施は行われていなかった。</p> <p>県または指定管理者が実施する利用者の満足度を調査するためのアンケートは、受け身的な形でのものではなく、アンケートを配布して行うなどの積極的な形での実施が本来の趣旨からすると適当と考える。</p> <p>また、集めた利用者の意見、要望、苦情等について、まとめて整理して管理していない施設も多くあるが、ぜひまとめて整理し保管して情報共有を図ることが望まれる。</p>
17		16	アンケートの実施対象について	<p>アンケートの実施対象者は、施設利用者に対してだけでなく、利用者以外を対象に実施することも、潜在的利用者を増やすためにも実施することが望まれる。常連の利用者だけといった一部の人のみに依頼するやり方だと意見が偏る可能性がある。また、潜在的な利用者の要望を聞くことは、リピーター以外の新たな利用者を増やすことが期待できる。県または指定管理者は、できるだけ多く人の意見が反映されるような方法でアンケートを実施することが望ましい。</p>
18		17	SNS 等を利用した情報発信について	<p>今日、SNS 等を利用する者が多く存在しており、SNS 等を利用して施設の情報を流すことで、施設の存在や魅力を伝えることができ、利用者を増加させる効果があると考えられる。また、チラシや会報誌を発行し配ることも同様に情報発信として有用と考える。特にイベント情報等を流すことで、こういったことが今ここでできるんだということが分かるとそこに行ってみようと思う人が出てくるため、県または指定管理者は、そのきっかけ作りを行うことが望まれる。</p>
19		18	インターネット上の口コミの活用について	<p>今日、インターネット上には、さまざまな口コミ情報が流れている。インターネット上の口コミ情報は、忖度等なく、素直な意見や評価が記載されているものが多い。特に苦情や不満は普段接している施設の職員にはなかなか直接言いにくいのが、インターネット上の口コミにはそういった情報も多く記載されており、情報の宝庫とも言える。そのため、インターネット上の口コミ情報は、有益な情報源として、県または指定管理者は、定期的にチェックして、それを施設の運営に役立ててほしい。</p>
20		19	イベントの実施推進について	<p>イベントの実施は、施設の利用者を増やす効果が大きいと考えられる。そのため、県または指定管理者は、積極的に自らイベントを企画して、利用者増加を図っていくことも検討してほしい。また、施設においてイベントを実施できることも PR し、外部の者によって、イベントを実施してもらうことも検討してもらいたい。</p>
21		20	ふるさと納税やクラウドファンディングを利用した資金確保について	<p>スポーツ施設の整備・改修や必要な備品の整備、イベントの実施にはお金がかかり、厳しい財政事情の中、多くのスポーツ施設やスポーツ団体においては、資金の確保は共通の悩み事項であると思われる。現在においては、制度として、ふるさと納税やクラウドファンディングが存在し、それを利用することで、スポーツ施設の整備・改修や必要な備品の整備、イベントの実施の助けになると考えられるため、それら制度を利用してほしい。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
<b>第4章</b>				
<b>各論 I</b>				
<b>1.福井県福井運動公園</b>				
22	2		利用料金の減免・免除手続について	福井運動公園のテニスコートにおいては、年間利用券があり、料金表によれば一人当たり6,820円となっているが、某高校の男子テニス部については、テニス部全体で6,820円で利用しており、料金規定と異なる対応が行なわれていた。実態としては、減免により利用料金が減額となったとのことであった。県は、減免により利用料金を減額するのであれば、減免申請書を提出してもらい、承認する形で行う必要がある。
23	3		利用者数の管理について	陸上競技場の利用人数調べを閲覧したが、2022年2月28日および3月28日については、利用者がいたものの、利用者の記録が1日分漏れていた。県は、利用者数の管理の上でも記録漏れが発生しないようなチェック体制を整備し運用すべきである。
24		21	利用者データの活用について	利用者の分析については、運動施設別の利用者人数程度の分析を行っているのみで、多角的な分析を行っていない。スポーツの一層の振興を図る観点からすると、どの側面から推進活動を行うことが効果的かを認識する必要がある。現在、曜日別分析や学生／一般分析が主であるところ、これを例えば、男女比、年齢別等の属性別などや、天候による影響、周辺状況やイベントの影響などを組み合わせることで分析することにより、より多角的な側面から利用実態を理解でき、スポーツ振興のための次の一手を打つための重要な情報となりうるものと考えられる。県は、利用者に関する多様なデータを有効活用することにより、利用促進を図ることが望まれる。
25		22	会議室の利用率の向上について	会議室があるが、現状、一般には開放しておらず、施設利用者やスポーツ関係者にのみ解放しているとのことである。県は、会議室の利用者を施設利用者等に限らず、一般の方にも開放し、会議室をより多く利用してもらえるよう Web サイト上などで PR し、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
26		23	意見箱の設置場所について	<p>意見収集手段を確認したところ、利用者の意見を募るために管理事務所の前に意見箱を1つ設置しているものの、意見箱の明示が不明確であり、設置場所も道路上にあり、とても目立ちにくく、基本的に自動車で移動することを考えると気づかれることがないような場所に設置されていた。また、外観がポストに見え、意見箱の表記も消えており、過去にも誤って郵便物が入っていたこともあったとことで非常に分かりにくい状況にあった。加えて、意見箱の周辺に回答用紙や筆記具なども備え付けられていないため、利用が期待しにくい状況となっている。</p> <p>幅広く意見を収集するために、県は、利用者が目の届く所に設置するとともに、外観も意見箱と分かるように設定すべきであり、加えて、意見箱の存在を周知し、投稿したいと考えている人が気軽に意見を投稿しやすいように分かりやすくする必要がある。</p> <p>特に、福井運動公園に対して一番貢献してくれるであろう利用者の意見は貴重であり、各利用者の行動を考慮すると、現状、管理事務所の前のみに設置されている意見箱1つでは十分でなく、それぞれの運動施設にも意見箱を用紙や筆記用具とともに設置し、幅広く意見を募れる体制を整備すべきと考えられる。</p>
27		24	利用促進への取り組みについて	<p>施設管理者へのヒアリングによると、1県民1スポーツ普及事業として、指導者の養成、働き盛り世代等へのスポーツ体験会の提供など、スポーツに親しむ県民の増加により施設利用促進を図っているとのことである。しかし、ヒアリングからの印象では、施設管理者としては、過去より継続して利用されているスポーツ協会に加盟している各種団体との日程調整やそれら団体からの改善要望等に対する対応や、施設管理を徹底し、利用者へ安心・安全を提供すればよいという風潮が見受けられ、施設の利用促進については、利用者自身や各種スポーツ団体に依存している側面が強いと感じた。福井県としてスポーツの振興・普及を目標として掲げているのであれば、県は、一般の利用客による施設利用を増加させる取り組みをより一層、能動的に計画し実行していくことが望まれる。</p>
28		25	夜間照明設備について	<p>野球場や陸上競技場においては、夜間照明設備が付いているものの、全照明を点灯して利用するのは年間数日くらいである。ただし、電気料金の支払いは、高圧電力契約によっており、全照明を点灯する使用電力量がピークとなる日の最大需要電力に合わせて年間契約を結んでおり、年間を通すと割高な料金設定になってしまっている。1年間を通じて、ほぼ平均的に電力を使うことができれば問題ないものの年間稼働日数が少ないのであれば、県は、使用料の多い日については、電源車をレンタルしてまかなうなどし、少しでも電気料金を削減する工夫をコスト計算を行なったうえで、検討してもらいたい。また、高圧契約のものについて、日常的に使用する設備と臨時で使用する設備に契約を分け、前者については低圧契約、後者については、発電機を借りるなどして電気料金の削減も可能と考える。その他、それぞれの電気機器の電気使用量のピークがずれるよう電源を入れる等の工夫を行うなどし、少しでも電気料金を削減することが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
29		26	案内表示看板について	屋内休憩所について、新型コロナウイルス感染症対策のため入口が開かれた状態にあったため、扉付近に貼ってある授乳室の案内表示看板が見えなくなっていた。利用者の利便性を考え、県は、案内表示看板は見える位置に掲示しておくよう改善が必要である。
30		27	施設の快適性について	公園全体として木が多く、子ども連れにとっては死角になる場所が多いように感じる。県は、より開けた公園になるよう景観の改善を検討していただきたい。
31	4		備品台帳からの消去漏れについて	CD、MD デッキ（SONY MXD-D100 55,440 円）については、平成 27 年度に備品自体を廃棄し現物が存在していなかったが、備品台帳上は残っており、台帳上、消去するのを失念している状況であった。県は、台帳と現物の不一致が生じないような管理の仕方を整備するなど備品の管理を適切に行っていく必要がある。
32	5		備品の現物確認について	備品の現物確認状況を確認したところ、体育館において大きな大会が開催される前にその大会に合わせて備品等を確認している以外には、内部の事前監査や本監査の実施時において、重要性のある備品については現物確認を実施している程度で、定期的に全体的な備品の現物確認を実施していないとのことであった。 備品については、現物数量や日常管理の程度にもよるが、県は、原則として年に 1 回は、全ての備品について実際に存在しているかどうか、使用できるものであるかを確認すべきである。数量が多すぎる等の場合でも、例えば、数年に 1 度の頻度でのローテーションによる現物確認は実施したほうがよいと考える。
33	6		使用していない備品について	長期間使用されておらず、今後も使用の見込がない備品が倉庫に保管されていた。県は、今後、使用しない、もしくは、使用できない備品については現物を廃棄する必要がある。
34		28	備品の数量管理について	例えば、物品番号 16005755 のファール回数表示は、備品台帳に現在数量は 1 つと記載されているが、現物は 2 つあった。 記載数量と現物数量の差異は、競技ごとに必要な数量を 1 つとしているとのことだった。競技ごとに必要な数量を 1 つと備品台帳に記載すると、現物 2 つのうち 1 つを廃棄した場合、備品台帳の数量が実態と差異が生じたりする可能性がある。県は、備品数量が容易に把握できるように、備品台帳には、実際の現物数量で記載するか、もしくは、複数の備品を 1 つとして記載するのであれば、備品現物に (1/2) (2/2) 等の番号をつけるとともに、備品台帳の備考欄に実際の数量情報を記載する等実際の数量が分かるように備品管理を行っていくほうがよいと考える。
35		29	使用できない備品の管理について	故障中で稼働できない備品が他の備品と同じ場所に置かれている。 県は、故障中で稼働できないものについては、正常に稼働しているものとは区別して分かるように管理すべきである。また、故障したものについては、適時適切に修繕を行っていく必要がある。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
36		30	備品の保管場所の管理について	<p>備品の現物確認を実施したところ、備品台帳に保管場所（施設）の記載欄がなく、どの場所にあるかなかなか分からないものがあった。また、1つの運動施設（ロケーション）で確認された現物の数量が備品台帳と合わないケースが発見された。他の複数の運動施設（ロケーション）にある現物の数量を合算すると、備品台帳上の数量となるものの、その現物が現状どこに存在しているかが明示されている状態ではなく、この状態では、現物の所在が即座に判明せず、盗難、紛失、他者への貸出しが放置されるおそれがある。したがって、県は、現物の一元管理および移動管理を行い、現物の所在を明らかにする管理体制が望まれる。</p> <p>例えば、管理方法として、備品台帳に保管場所を記載し把握できるようにするとともに、各施設で共通して使用している備品等の管理についてはパソコンから現時点における保管場所を容易に分かるようにするといった工夫が考えられる。また、備品ごとに基本的保管場所を決めて、備品自体に保管場所がわかるようなシールを貼り付けると良いのではないかと考える。その際、シールは保管場所ごとに色分けしたり、保管場所の No. を記載すると管理が容易になるのではと思われる。</p>
37		31	備品の借用管理について	<p>利用者による備品の借用に関しては、借用書をとっているものの、その返却については日報にメモされるのみで、借用事実と紐づけて管理が行われていない。備品はあくまでも県の財産であり、借用は県の財産が手許を離れている事実を鑑みると、その返却を受けることまでが重要な現物管理である。したがって、県は、借用書を一元管理し、借用書上で返却証跡を残すなど、借用事実が適切に管理できるような体制を整備することが望まれる。</p>
38		32	美術品の管理について	<p>管理棟 1 階の階段前にブロンズの彫刻像が無造作に置かれており、高価な美術品が人目に触れない状態となっている。県は、当該ブロンズの彫刻像について、他の施設での設置も含め、適切な配置場所を検討していただきたい。</p>
<b>2. 福井県立武道館</b>				
39		33	スポーツ保険料の管理について	<p>武道学園の講師および受講者が加入するスポーツ保険について、その保険料について、講師分は公費負担、受講者分は私費負担となっているが、これら保険料が私人口座に合算され、そこから保険料が支払われる仕組みとなっている。なお、この私人口座には、現在、不明残高がある状態となっている。県の管理から外れた形での口座があることは適切でないと考える。</p> <p>また、公費と私費を合算して管理している現在の体制については、資金を明確に管理できていない状態であり、これが県の簿外の私人口座にて行われていることについても、資金管理が不透明になるおそれがある。また、この私人口座には不明残高があり、この内容も明確にできていないことから、資金管理が十分にできていないことがうかがえる。</p> <p>したがって、県は、武道学園のスポーツ保険に関する保険料の資金の流れを明確にし、適切な管理が行えるよう整備されたい。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
40		34	利用者データの活用について	<p>利用者の分析状況を確認したところ、武道に関わる人口調査は実施されており、データを保有している。しかし、その情報をもとに県立武道館としてスポーツ振興につながる働きかけには活用しておらず、調査しているだけの状況となっている。</p> <p>県は、利用者データについて、多角的な側面から分析を行い、効果的な普及活動に活用できるようにすることが望まれる。</p>
41		35	会議室の利用率の向上について	<p>会議室があり、現状、一般の方も利用できるようになっているが、実質、利用者のほとんどは、教育関係者のみとのことである。県は、会議室をより多く利用してもらえるよう Web サイト上で PR し、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。</p>
42		36	Webサイトのリンク切れ等について	<p>当施設のWebサイト上の「福井県公立武道館協議会加盟施設一覧表」や一部のページからの「武道館のトップページへ」は、クリックすると、「お探しのページが見つかりません」となっておりリンク先が切れてしまっており到達できなくなっていた。</p> <p>県は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。</p> <p>また、当施設のWebサイト上、《福井県内 公共施設》として、福井県広域スポーツセンター、エンゼルランドふくい、ふくい健康の森、テクノポート福井総合公園の4つだけをリンクしている状況にあった。他方、福井運動公園など他の県のスポーツ施設をリンクしていない上に、スポーツ施設でないエンゼルランドふくいをリンクしているなどリンクの基準が不明であった。</p> <p>デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、県は、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行っていくべきと考える。</p>
43		37	普及活動への取組みについて	<p>武道館として、前期・後期の武道教室の開催および開催前の武道体験教室を年 2 回開催しており、また、これに先立ち、ポスターやチラシを県内学校や市役所に配布しているものの、競技普及は、基本的に各種団体に任せているところがある。武道館も各種団体と異なるルートや得意な方法により普及活動を行うことが望まれる。</p>
44		38	出張ベースでの武道教室の促進について	<p>武道館は、出張ベースでの武道教室を行う制度を設けているとのことであるが、そういった県内における武道に接する機会の均等を図るための取組みを積極的に実施することが望まれる。また、出張ベースでの武道教室を行っていることが Web サイトに記載されていないので、そういった制度があることを Web サイトにおいて案内することが望まれる。</p>
45		39	施設の老朽化について	<p>施設の老朽化・陳腐化状況を確認したところ、施設の躯体は比較的しっかりしているものの、建設から 30 年以上が経っていることもあり、施設壁面にひびが入っていたり、天井に雨漏りの跡があるところが散見された。また、弓道場の射場については、競技に影響はないものの、地盤沈下の影響もあり施設建屋の床が一部傾いているところがあった。</p> <p>利用者へ安心・安全な施設を提供するためにも、県は、随時適切な修繕等を行い、施設の維持に努められたい。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
46	7		備品の現物確認について	<p>内部の事前監査や本監査の実施時において、重要性のある備品については現物確認を実施しているくらいで、定期的に全体的な備品の現物確認を実施していないとのことであった。</p> <p>備品については、現物数量や日常管理の程度にもよるが、県は、原則として年に1回は、全ての備品について実際に存在しているかどうか、使用できるものであるかを確認すべきである。数量が多すぎる等の場合でも、例えば、数年に1度の頻度でのローテーションによる現物確認は実施したほうがよいと考える。</p>
47		40	ブラウン管テレビの管理について	<p>合宿所内に古いブラウン管テレビが置いてあり、地デジチューナーを介して地上デジタル放送を視聴することができるような形になっていた。当該テレビに付いていた手順マニュアルに従って、地上デジタル放送を視聴できるか確認してみたが、視聴することができなかった。県は、テレビとして使用するのであればいつでも使えるようにしておく必要がある。もし、テレビとして使用できなくなっているのであれば、当該ブラウン管テレビは廃棄すべきである。</p>
<b>3.幾久公園</b>				
48		41	委託料の帰属・配分方法について	<p>令和3年度において、施設管理業務の委託料を確認したところ、当初予算は、歴史博物館と幾久公園について当該委託料を割り振って見積りを行っている。しかし、入札の結果、当初予算の範囲内に委託料が収まったため、当初予算の割合などによって契約された委託料を割り振るのではなく、歴史博物館側の判断で委託料全額を歴史博物館のみに割り振って収支管理を行っている。したがって、幾久公園自体は委託料ゼロで施設管理業務を委託する状況となっている。</p> <p>この状況は、幾久公園側に必要な管理支出が発生しないような誤解を招き、幾久公園の実態をゆがめて今後の管理方針にも影響をもたらすと考えられるため、県は、一体契約の場合は合理的な基準で支出を振り分け、収支実態を適切に認識すべきである。</p>
49		42	公園内の据え付け灰皿について	<p>公園の現場視察を実施したところ、公園内ベンチのそばに多くの据え付け灰皿が散見された。受動喫煙の防止が求められるようになってそれなりの月日が経つが、公園内の多数の灰皿が備え付けられている状況は好ましくないと考えられる。</p> <p>望まない受動喫煙の防止の観点から、県は、当該灰皿は撤去し、受動喫煙対策を実施した専用喫煙所を設けるなど、対策が必要であると考えられる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
50		43	公園内の樹木管理について	<p>公園全体として、樹木が多いため、この管理のための委託料も多額に発生している。樹木から発生する落ち葉が大量であり、これが通路をふさいだり、点字ブロックを不明瞭にしたりと弊害が発生している。さらに、樹木の根により、通路のアスファルトがはがれたり、ひび割れたり、凹凸ができたりする場所も散見された。</p> <p>なお、落ち葉問題については、公園利用者の善意による落ち葉拾い活動により、一定程度解消されている側面もあるが、根本的な解決ではないと思われる。</p> <p>将来まで多額の委託料をかけて樹木を管理し続け、樹木による敷地破損を修繕し続け、利用者の善意に頼り続けるのも限界があると考えられることから、県は、樹木の管理については、例えば、樹木数を管理可能なレベルまで間引くなど、根本的な問題解決を図る必要があると考える。</p>
<b>4. 臨海中央公園</b>				
51	8		利用料金の預け入れについて	<p>臨海中央公園有料公園施設使用料徴収事務委託契約書の第4条2項上、収入した現金が1万円に達するまでは5日以内（土日祝日含む）に預け入れることができるとなっているが、一部の預け入れが5日以内に実施されていなかった。県は、内部統制を適切に整備・運用し、そういったことが発生しないようにすべきである。</p>
52		44	樹木の管理について	<p>施設の樹木が生い茂り、建物の屋根にかかっている状態になっていた。県は、建物が傷まないように早期に伐採する必要がある。</p>
53		45	放置自転車の廃棄について	<p>公園の現場視察を実施したところ、敷地内に放置自転車が捨てられていた。県は、当該放置自転車について早期に廃棄すべきである。</p>
54		46	公園内の据え付け灰皿について	<p>公園の現場視察を実施したところ、多くの据え付け灰皿が散見された。受動喫煙の防止が求められるようになってそれなりの月日が経つが、公園内の多数の灰皿が備え付けられている状況は好ましくないと考えられる。</p> <p>望まない受動喫煙の防止の観点から、県は、当該灰皿は撤去し、受動喫煙対策を実施した専用喫煙所を設けるなど、対策が必要であると考えられる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容												
<b>各論Ⅱ</b>																
<b>1.福井県立馬術競技場</b>																
55	9		自主事業の利用料金の承認について	<p>自主事業については、基本協定書上、自主事業は県の承認を受けて行うこととなっている。事業計画書を確認したところ、事業計画書において、乗馬体験およびお試乗馬レッスンの利用金額が記載されておらず、結果的に利用料金については計画承認を受けていない形になっていた。</p> <p>基本協定書への遵守性を考慮すると、指定管理者は、乗馬体験およびお試乗馬レッスンの利用料金についても明記し、県から承認を受けた状態で実施する必要がある。</p>												
56	10		事業報告書の提出期限について	<p>事業報告書の提出状況を確認したところ、基本協定書では、事業報告書を、毎年度終了後30日以内に提出しなければならないことになっているが、実際に事業報告書が提出されたのは令和4年5月16日となっていた。</p> <p>実務上、令和3年度の事業は令和4年3月31日をもって実績が確定し、その後、指定管理者における決算確定および実績のとりまとめが行われたうえで、報告書として提出されるため、その作業に時間を要してしまう状況も理解できる。</p> <p>しかし、基本協定書に定められた事項を遵守するのが協定書を定めた意味であることから、県と指定管理者は、実務側の迅速化を図って期限を遵守するか、どうしても期限遵守が困難である場合は、双方合意のもと、期限に関する取り決めを合理的な範囲で設定し、基本契約書を遵守した事業運営を執り行うようにするべきである。</p>												
57	11		基本協定書における管理物件一覧の記載誤りについて	<p>基本協定書の内容を精査したところ、馬術競技場の管理物件一覧の面積および数の表記が正確でないものが発見された。具体的には、管理物件一覧の中の「外来厩舎」に係る記載で、下記のとおりであった。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">＜外来厩舎＞</th> </tr> <tr> <th></th> <th>誤った記載</th> <th>正しい記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延床面積</td> <td>30㎡</td> <td>240㎡</td> </tr> <tr> <td>収容可能頭数</td> <td>30頭</td> <td>32頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本協定書における取り決めは、双方の認識を整理し、後の争論を防ぐ役割があるため、双方合意のもと正確に作成されるべきであると考えられる。県および指定管理者は、誤らないように基本協定書を作成する必要がある。</p>	＜外来厩舎＞				誤った記載	正しい記載	延床面積	30㎡	240㎡	収容可能頭数	30頭	32頭
＜外来厩舎＞																
	誤った記載	正しい記載														
延床面積	30㎡	240㎡														
収容可能頭数	30頭	32頭														
<b>2.福井県立ライフル射撃場</b>																
58		47	施設使用の合意について	<p>指定管理者である福井県ライフル射撃協会の住所が、福井県立ライフル射撃場の住所となっているが、県と指定管理者との間で指定管理者の住所を福井県立ライフル射撃場に置くことの合意が得られている形跡が見受けられなかった。</p> <p>指定管理者といえども県所有の施設に住所を置く場合には、県より合意を得ることが必要であると考えられる。そのため、指定管理者は、その住所を県所有の施設に置くのであれば、県の承認を取っていただきたい。</p>												

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
59		48	利用料金の案内について	<p>福井県ライフル射撃協会のWebサイト上において、当協会が指定管理者として管理している福井県立ライフル射撃場の概要が記載されているページがあるが、利用料金の記載が行なわれていない。そのため、利用料金を把握するためには、電話で指定管理者に問い合わせるか、もしくは、福井県のWebサイトより利用料金を検索して把握するしかない。</p> <p>今日、Webサイト上で情報を収集する人が多くなっており、施設の使用を検討している利用者の利便性を高めるためにも、指定管理者は、施設のWebサイト上に利用料金について記載するなど、施設利用者にとって分かりやすく情報を提供する必要があると考える。</p>
60	12		減免手続について	<p>指定管理者は、一部の利用者に対して利用料金の減免を行っている。利用料金免除申請書で減免の管理を行っているが、指定管理者が利用料金の全部または一部を免除する場合には、県の承認を得なければならないとされているところ、県の承認を得ていない。</p> <p>部活で利用している高校生やチームライフルクラブの小中学生等の一部の利用者の利用料金について減免を行っている。減免は過去の慣習から行っているものとのことであり、県の承認を受けた減免基準によって行なわれているものではない。</p> <p>指定管理者は、減免により利用料金を減額するのであれば、県に承認してもらう必要がある。</p>
61		49	Web サイト上の施設の表記について	<p>福井県ライフル射撃協会の Web サイトにおいて、福井県立ライフル射撃場についての紹介ページがあるが、協会が指定管理している旨の記載がない。現状の表記だと福井県立ライフル射撃場は、福井県ライフル射撃協会の所有物と誤解を与えるおそれがある。そのため、指定管理者は、指定管理者が「福井県ライフル射撃協会」であることを表記したほうがよい。</p>
62		50	駐車場の案内図の設置	<p>福井県立ライフル射撃場を利用する際に使用する駐車場は、通常、管理棟前の駐車場であるが、当施設の案内版が、少し離れた50m射撃場のところにあることから、初めての利用者などは、管理棟前の駐車場とは違う所に誤って誘導されてしまうようになってしまっている。そのため、指定管理者は、管理棟前の駐車場の場所が分かるような案内図を設置することが望まれる。</p>
63		51	チームライフル用射座の設置について	<p>チームライフルは、銃刀法の規制がないため老若男女を問わず楽しめるのでライフル射撃利用者の底辺拡大に向けてチームライフルの利用者を増加させることが有効と考えられる。そのためにはチームライフル用の射座が設置されることが望まれる。</p> <p>また、指導員の人数も不足しており、現状以上の人数が来場しても対応できない状況にある。チームライフルを行う者は、チームライフル会員になる必要があるが、現状、新規会員を断っている状況にあるほどである。</p> <p>将来において、チームライフル会員が増加したとしても指導員が対応できるような状況になった際には、エアライフル競技の底辺拡大や愛好者拡大を図るためにも、県および指定管理者は、チームライフル専用の射場を設置するといった施策を検討することが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
64		52	樹木の管理について	施設の樹木が生い茂り、的の屋根の上や、建物の屋根の上にかかっている状態になっていた。指定管理者は、的の屋根や建物の屋根が傷まないように早期に伐採するのが望ましい。
65		53	TVの廃棄について	現場視察を実施したところ、敷地内に液晶テレビが捨てられていた。不法投棄されたものとのことである。県と指定管理者は協議して当該液晶テレビについては早期に廃棄すべきである。
66		54	備品の管理について	50m射撃場に置かれている福井県立ライフル射撃場の管理物件について、県所有の備品と地元の高校および福井県ライフル射撃協会の備品が無造作に置かれており整然と管理されていなかった。 整然と管理されていないと、例えば大会等が行われた場合、利用者が無許可で使用したり誤って備品を持ち出したりする可能性もある。そのようなリスクを回避するためにも、指定管理者は、ライフル射撃場の管理物件について整然と管理する必要がある。また、使用できない不要なものがあれば廃棄する必要がある。
<b>3. 福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立ライミングセンター</b>				
67		55	減免金額の報告について	競技力向上のために必要な国体強化選手は利用料金を減免するなどの対応を行っており、減免した人数は事業報告書において報告されているが、減免された金額の集計報告は実施されていない。本来あるべき収入からどのぐらいが減免されているかについては重要な情報であり、指定管理者は、減免された金額について集計し報告すべきである。
68		56	Webサイトのリンク切れについて	Webサイトのリンク先のうち、福井県関連のリンク先（福井県、福井県交流文化部スポーツ課、福井県教育庁保健体育課）についてアドレスが最新のものとなっていないため、リンク先が切れてしまっており到達できなくなっていた。 指定管理者は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。 また、デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行っていくべきと考える。
69		57	回数券や定期料金設定について	令和4年度のアンケートでは、利用料金についての意見を受けている。利用者にとっての利便性向上のためにも、指定管理者は、民間施設では設定がある回数券や定期料金などの導入を検討することが望まれる。
70		58	LED照明の積極的な導入について	照明器具として水銀灯を利用している。一般照明用の高圧水銀灯について製造、輸出または輸入が令和3年から禁止となっているため、いずれは更新する必要がある。LED化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなると考えられるため、県は、検討を進めることが望まれる。
71	13		廃棄物について	アーチェリーセンターでは、的の一部として利用する畳について大量の廃棄物が生じるが施設内に放置されていた。また、福井県の所有物ではないが、テレビやショーケースなど協議会が利用していたものの壊れて使っていないものについても廃棄されずに放置されていた。指定管理者は、適切に廃棄することが必要である。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
72	14		備品の現物確認について	<p>指定管理者は、所有する現存の備品に対して定期的な現物確認を実施していない。</p> <p>備品については、現物数量や日常管理の程度にもよるが、指定管理者は、原則として年に1回は、全ての備品について実際に存在しているかどうか、使用できるものであるかを確認すべきである。数量が多すぎるなどの場合でも、例えば、数年に1度の頻度でのローテーションによる現物確認は実施したほうがよいと考える。</p>
4.福井県立クレ射撃場				
73	15		指定管理者交代時の引継ぎについて	<p>令和3年4月より指定管理者の変更が行われ、福井県クレ射撃協会となった。前任の指定管理者との引継ぎの際に電気水道の引継ぎがうまく行われずに電気水道が止められるといった事態が発生した。また、スキートプールの放出機は、調整が必要な状態であった。</p> <p>指定管理者の引継ぎがきちんと行われないと、施設設備の維持保全管理や管理運営をスムーズに行うことができず、利用者の利用に支障をきたすなど不測の事態に陥りかねない。今後、指定管理者の交代があるときは、指定管理者のみならず福井県としても管理業務の引継ぎを密に行う必要がある。その際、チェックリストを使用して引継ぎを確実にできる体制を構築するのがよいと考える。</p>
74	16		自動販売機手数料収入の計上漏れについて	<p>令和3年10月分以降の分に係る自動販売機に係る手数料収入について、施設の職員が誤って福利厚生用の財布に入れてしまったため、収入に係る会計処理が漏れてしまっていた。</p> <p>指定管理者は、自動販売機に係る手数料収入に係る現金の管理を適切に行えるようなチェック体制を設けるとともに、その計上漏れが発生しないようなチェック体制を設ける必要がある。</p>
75	17		射場使用料収入計上額の誤りについて	<p>令和3年度において、射場使用料収入の計上誤りが発生しており、令和4年度において訂正を行っていた。</p> <p>令和3年度の経理担当者が経理処理を誤ってしまい、決算を締める前に退職してしまったこともあり修正されないまま生じてしまったものである。</p> <p>射場使用料収入は、各科目の中でも最も重要な科目である。指定管理者は、今後、決算を締める前に今一度確認を行う必要がある。</p>
76	18		射場使用料収入の計上漏れについて	<p>令和4年3月にPayPayにより支払われた射場使用料8,950円について、未収入金計上がされていなかったため、射場使用料収入が8,950円分だけ過少計上になっていた。</p> <p>電子マネー決済の場合、施設利用時に入金されるのではなく、後日入金が行われるため注意が必要である。なお、利用人数は加味されていた。</p> <p>指定管理者は、射場使用料収入の計上漏れが発生しないように注意する必要がある。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
77	19		減免の適用誤りに ついて	<p>令和3年4月から令和3年10月までの期間に、福井県クレー射撃協会の役員のみ一部減免での利用料金の徴収を行っていた。当該減免について県の承認は取られていなかった。</p> <p>利用料金については、条例第十五条第二項により、定める限度額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とし、あらかじめ県の承認を受けなければならないとされている。条例第十七条、規則第六条の規定により利用料金の全部または一部を免除できる場合は下記のとおりであり、協会役員の一部減免は承認されていなかった。</p> <p>一 県がスポーツに関する行事に使用する場合 利用料金に相当する額</p> <p>二 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要であると認める場合 知事が必要と認める額県がスポーツに関する行事に使用する場合 利用料金に相当する額</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要であると認める場合 知事が必要と認める額</p> <p>指定管理者は、条例に従って、減免適用を行っていく必要がある。</p>
78		59	情報の記録・整理・保管について	<p>利用者の意見・要望・クレーム等は、現場であれば即時対応が行われるとともに管理者に報告される。また、グループ連絡ツール等を利用して情報の共有が図られる。ただ、それらの情報を整理して保管はしていない。また、指定管理者と所管課のスポーツ課との会議において議事録を作成していない。</p> <p>利用者の意見・要望・クレームや会議などの情報は、記録し整理して保管しておくことで情報の共有化や可視化が図られ理解が深まると考えられるので、指定管理者は、今後、情報を記録し整理して保管しておくことが望まれる。</p>
79		60	Web サイトの表示 について	<p>公式Webサイトを閲覧すると、「READ MORE」という記載があり、クリックすると「只今コンテンツ作成中です。」と表示される。これは、少なくとも令和4年10月の往査時から令和5年の2月まで変わっていない。これでは閲覧する利用者によっては未完成なのではないかとの誤解を与えてしまう可能性もある。</p> <p>「只今コンテンツ作成中です。」と表示されていると、今後何か新しい試みがあるのかと期待してしまう利用者があるかもしれない。近々新しいコンテンツがアップされるのなら別だが、そうでないならば、指定管理者は、「READ MORE」という記載自体を無くすか、「現在新しいコンテンツはありません」といった記載などにして、利用者に誤解を招くおそれのあるWebサイトの表示はなるべく控えたほうがよい。</p>
80		61	シミュレーション設備 等の導入について	<p>シミュレーション設備を備えている射撃場は基本的にないようで、加えて、練習射撃場備付銃（貸与銃）等もあれば、銃を保有していない人だけでなく、試し撃ちしたい愛好家も来てくれる可能性がある。また、シミュレーション施設があれば、子供連れも含め、楽しめるのではないかと。また、近くにある恐竜博物館とコラボでやると集客もできるのではないかと。また、中部縦貫自動車道が開通すれば、さらに集客が可能となると考えられることから、それに間に合うように、指定管理者は、それらの導入に努めることが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
81		62	会議室の利用率の向上について	会議室（研修室）があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになっている。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらえよう Web サイト上などで PR し、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。
82	20		災害時の対応規程が作成について	福井県立クレ射撃場の管理に関する基本協定書第 9 条によれば、災害時の対応規程を作成し、福井県の承認を得なければならないとされているが、災害時の対応規程が作成されていない。また、危険物を扱っているが、文書化された安全管理マニュアルもない。 先の大雨の災害が記憶に新しいところ、今後も何らかの災害がないとは言いきれない。そのため、指定管理者は、一刻も早く災害時の対応規程を作成し、より一層の安全管理に努める必要がある。また、指定管理者は、安全管理マニュアルを作成し、一定水準以上の安全管理が安定的に確保できる体制にする必要がある。
83		63	事業計画書の目標値の記載について	令和 3 年度の事業報告書には、利用大会数について、利用した大会ごとに利用者数を記載しているが、令和 3 年度の事業計画書には、利用する大会ごとに利用者数目標が記載されていない。指定管理者は、今後、大会の規模や過去の経験から大会ごとの利用者数を事業計画書に記載することを検討することが望ましい。
84	21		源泉所得税の徴収納付漏れについて	初心者講習や技能講習の報酬として対価を支払っているが、請求書・領収書および支払明細書などの証憑がなかった。また、源泉所得税の徴収および納付が実施されていなかった。 指定管理者は、支払先・支払金額および支払内容等を明確化するために根拠資料を保管する必要がある。さらに、指定管理者は、支払内容が講習の謝金である場合は、報酬・料金等の源泉徴収事務が必要となるので注意する必要がある。
5. 福井県立ホッケー場				
85		64	減免ルールの改善について	現状の減免ルールでは、減免対象を①県、県ホッケー協会が主催する大会、②町内小・中学校の団体が使用するとき（個人使用は除く）③指定管理者が適当と認めるとき、としている。ここで、運用上は、町外の団体学生が使用する場合においても減免対象としているが、ルール上は②の減免ルールではなく、③の減免ルールを弾力的に解釈して減免しているのが実態であると考えられる。 そもそも、②の減免ルールは、福井県の施設であるにも関わらず、町内の団体に減免対象を縛るのは適切ではないと考えられるし、③の減免ルールがあるとはいえ、これも恣意的に解釈されることで公平な減免ルールの運用を損なうおそれがあると考えられることから、指定管理者は、減免ルールを適切に設定することが望まれる。
86		65	LED 照明の積極的な導入について	県立ホッケー場の夜間照明設備は、現在、水銀灯が使われている。一般照明用の高圧水銀灯について製造、輸出または輸入が令和 3 年から禁止となっているため、いずれは更新する必要がある。LED 化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなると考えるため、県は、検討を進めることが望まれる。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
87	22		事業計画書における休業日の承認について	雪の影響もあり、12月～2月の間は、施設は休業となっている。ただし、事業計画書上は、休業の旨が記載されておらず、結果的に承認が取られていない形での運用になっている。指定管理者は、当該運用方針について事業計画書に記載し、承認を受ける必要があると考えられる。
88		66	施設の損害に係る保険契約の整備について	<p>過去、県立ホッケー場の夜間照明器具について、保険に加入しておらず、指定管理者である越前町側が落雷被害の修繕費用の負担をした事実があった。県立ホッケー場の夜間照明器具が保険に加入していない理由について確認したところ、過去経緯を記したものはなく、書面では確認が取れないため不明であった。県と越前町における協定書においては、県は管理物件のうち必要なものについて、火災保険契約（火災、落雷、風水害、雪害、氷害による損害を対象とする保険契約をいう。）を締結する旨の条項がある。よって、施設に対する自然災害の備えは、基本的には県にあると考えられる。</p> <p>保有施設に対して付保するかどうかは、その施設におけるリスクの程度や想定される被害金額等、総合的な要素を加味して判断するものであると思われるが、その判断は、万一の事故に備えるためのものであるから、県は、丁寧に検討する必要がある。また、県は、その検討の結果、施設保有者としての県が付保しないと判断した場合における損害回復の責任関係について事前に明確にしておくことが望まれる。</p>
89	23		施設賠償責任に係る保険契約の把握について	施設賠償責任保険の加入状況の確認が指定管理者である越前町ではできていない。県と越前町との間で締結された協定書によると、越前町は、管理業務の実施にあたり、施設賠償責任保険を付保するものとする旨の条項がある。県立ホッケー場の指定管理者は、あくまでも越前町であり、その加入状況を確認・管理する責任は越前町にある。したがって、指定管理者である越前町は、管理業務を委託している管理公社加入の保険証券のコピーを入手し、保険契約の内容を確認するとともに町で保管すべきである。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
90	24		指定管理者の委託状況について	<p>受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務の委託に際し、指定管理者は、県立ホッケー場が位置する朝日総合運動場を一体的に運営管理している管理会社との間で委託関係を取り持っているが、この委託関係について委託契約書を取り交わしていない。</p> <p>なお、指定管理者は受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務の各業務を委託する計画について、「指定管理者管理業務委託計画書」を提出し、県に報告を行っている。</p> <p>公共施設に係る管理業務の委託において契約書を取り交わさずに行うことは、委託の目的や範囲、そして、委託する業務内容が不明瞭となるおそれがあり、事後の争論の原因ともなりかねない。それだけでなく、委託に関する契約書がない場合は、想定された委託業務のみが適切に行われたかどうかを担保することが難しく、県と指定管理者との間で結ばれた協定も適切に遵守されたかどうかの検証も困難となる可能性がある。</p> <p>したがって、指定管理者は、業務の委託を行う際は適切に契約書を取り交わす必要があり、また、県も指定管理者のモニタリングを通じて施設の管理運営が適切に実施されるように十分に監視・監督を行う必要がある。</p>
91	25		事業報告書における収支報告の適切性について	<p>事業報告書において収支として報告されているのは、実際の管理運営を行っている管理会社において把握された収支報告であり、本来の指定管理者である越前町の収支を報告したものではない。あくまでも管理会社の立場は指定管理者の委託先であるから、管理会社の収支を県の業務報告書に記載することは適切ではない。指定管理者と管理会社の役割を明確に整理し、指定管理者は、自己が施設管理をする上で発生した収支を継続的に把握・記録し、県に報告する必要がある。</p>
92	26		利用料金収入の帰属について	<p>収支報告における利用料金収入を詳しく確認したところ、県立ホッケー場に係る利用料金収入は、本来は、指定管理者に帰属するものであるが、現在の運営実務上、施設運営の委託先である管理会社の収入として帰属していた。これは、指定管理者から管理会社に施設運営に関する業務の委託が行われる中で、越前町から管理会社に委託される委託料の一部として県立ホッケー場の利用料金収入が充当されたことによるものである。指定管理者は、指定管理者と管理会社の役割を明確に整理し、利用料金収入は適切に指定管理者に帰属させる必要がある。</p>
93	27		指定管理者における委託先の管理について	<p>収支報告における支出を詳しく確認したところ、県立ホッケー場の光熱水費を管理会社が管理する他の施設分と合算して支払っている状況となっていた。委託先においては、業務遂行の実態を明らかにするために、業務を管理している単位ごとに区分すべきである。そもそも前提として、業務の適切な区分は委託先が取り組むべきではあるが、指定管理者の立場からも、委託先の業務体制を監視・監督する必要がある。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
94		67	効率的な施設管理について	<p>県立ホッケー場が設置されている朝日総合運動場は、町営ホッケー場も合わせて計3面のコートが設置されており、県内におけるホッケー競技の中心的役割を担っている。レベルの高いコートが複数そろっていることで多様な施設利用が実現でき、これが朝日総合運動場の1つの魅力となっている。朝日総合運動場はそのほとんどの施設が越前町の所有であり、県立ホッケー場のみが県の所有となっている。越前町は、朝日総合運動場の管理については管理公社を指定管理者として指定している。一方で、県立ホッケー場の管理について、県は、越前町を指定管理者として指定し、越前町が管理公社に業務の委託を行うことで、朝日総合運動場全体として一体的管理が実現されている。</p> <p>施設の所有主体の違いから県立ホッケー場のみが越前町を間に挟んで運営管理を行っている現状は、責任関係や管理区分の複雑化を招いているし、事務手続の増加・煩雑化を引き起こしていると思受けられる。結果的に、施設の一体的管理を一つの団体に集約するのであれば、現状の越前町を間に挟んで運営管理されている体制は、効率的な施設運営が行われているかどうかという視点で疑問符がつく。</p> <p>したがって、県は、効率的な施設運営を行うために、例えば、越前町とも協議のうえ、県立ホッケー場についても、朝日総合運動場を管理する共通した一つの団体に対して県と町が共同して直接指定を行い管理を実施させるなど、より効率的に施設運営が実施できる管理体制を模索することも検討することが望まれる。</p>
6.福井県立艇庫				
95		68	2,000mコースの設置について	<p>美浜町におけるボート競技への熱意は高く、また、福井県の選手としてもボート競技にて優秀な成績を残している。そのため、県は、競技施設の拡充として2,000mコースを設置すべきであると考えられる。コース的には国際標準と言える2,000mコースを設置することで、競技力の更なる向上だけでなく、国際試合の誘致や、ボート強豪国・地域の合宿や練習の場にも使用可能性が広がり、福井県および美浜町としてボートを中心とした活性化が期待されると考えられる。</p>
96		69	施設名の明示について	<p>施設入口に県立艇庫の看板等がない。この状況では初めて来る一般の者は、県立艇庫がどこにあるのか分からないし、さらには、その施設の存在自体が認知されない懸念もある。県所有の公共施設としての意味合いからすれば、広く県民に施設を周知すべきであると考えられるため、県は、看板等を適切に設置し、施設の存在を分かりやすくすべきである。施設のある美浜町は、全国的にボート強豪の町であり、ボートの町をアピールする観点からも、その活動拠点の中心である当該施設名を明示することが望まれる。</p>
97	28		管理日誌の適切な作成について	<p>令和3年度艇庫管理日誌を確認したところ、日誌が作成されていない日が散見された。艇庫管理日誌については、利用人数の記録のみならず、業務上あった出来事、管理上の記録を残すものなので、利用者がいなかったとしても、日誌を作成しないでのよい理由とはならないと考えられる。指定管理者は、適切に業務日誌を作成する体制を再整備する必要がある。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容																		
98		70	安全管理マニュアルの整備について	安全管理マニュアルが作成されていなかった。ウォータースポーツの拠点でもあるため、特に人命にかかわる事故が生じた場合は、迅速に適切な対応をとることが求められる。そのため、指定管理者は、万一の場合に備えられるように安全管理マニュアルを早期に整備し、管理者・担当者に浸透させることが望まれる。																		
99	29		シャワー設備の運用方法の改善について	当施設のコイン投入型のシャワー設備の運用方法が、コイン（現金）を付近に備え付けて、それを使いまわすことによりシャワーが利用できるような体制になっていた。この運用方法に関しては、コイン（現金）をその場にずっと放置することになり盗難のリスクがあると考えられるし、特に学生利用が多い当施設としては、金額的に小さいとはいえ、教育的にも良くなく、トラブルの原因にもなりかねないため、指定管理者は、適正な運用を行うべきである。 また、指定管理者は、シャワー設備の利用は無料としているが、県の Web サイトには「有料」との文言記載となっているため、県は、Web サイトの表示を修正するべきである。																		
100	30		基本協定書における管理物件一覧の記載誤りについて	基本協定書において、県立艇庫に所属する県の備品の数量記載が正確でないものが発見された。具体的には、下記の備品に関する事項である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">&lt;物品等&gt;</th> </tr> <tr> <th>品名</th> <th>規格等</th> <th>備考</th> <th>相違箇所</th> <th>誤った記載</th> <th>正しい記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片袖机</td> <td>コクヨ SD-BSN107LC 3F11N</td> <td>平成29年 3月2日 購入</td> <td>数量</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> 基本協定書における取り決めは、双方の認識を整理し、後の争論を防ぐ役割があるため、双方合意のもと正確に作成されるべきであると考えられる。県および指定管理者は、誤らないように基本協定書を作成する必要がある。	<物品等>						品名	規格等	備考	相違箇所	誤った記載	正しい記載	片袖机	コクヨ SD-BSN107LC 3F11N	平成29年 3月2日 購入	数量	1	2
<物品等>																						
品名	規格等	備考	相違箇所	誤った記載	正しい記載																	
片袖机	コクヨ SD-BSN107LC 3F11N	平成29年 3月2日 購入	数量	1	2																	
101	31		月次報告書における記載誤りについて	令和3年度5月分の月次報告書において、令和3年5月の利用実績報告で収入が報告されているのにも関わらず、月次報告書で収入が計上されていない状況であった。内容を確認すると、月次報告書に記載誤りがあり、減免の対象となる利用者であるため減免がなされているが、その減免の報告が漏れていたとのことである。月次報告書は、委託者側である県が指定管理者の事業遂行状況を適切にモニタリングする上で重要な役割を果たしているため、指定管理者は、適切に作成し、報告すべきである。																		
7.テクノポート福井総合公園																						
102		71	会議室の利用率の向上について	会議室（研修室）があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになっている。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらえよう Web サイト上などで PR し、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。																		
103		72	使用していない備品について	以下の備品については現在使用していない。県および指定管理者は、今後の使用可能性を判断し、売却や廃棄等の措置を検討すべきである。 ・自走式スプリンクラー、乗用ハイダンプスパー、ブロードカスター、コートローラー、ロータリーモア																		

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
104		73	収入に関する勘定科目の独立表示について	<p>事業報告書（年度）において、収入における「雑収入（その他の施設）」の割合が高い（令和3年度：40%超）。月次報告書では、「雑収入（その他の施設）」の内訳項目について記載しているが、事業報告書（年度）では、当該内訳項目の記載がされていない。</p> <p>指定管理者は、事業報告書（年度）においても、「雑収入（その他の施設）」の内訳項目について記載することが望まれる。</p>
105		74	自主事業における収入・支出の独立表示について	<p>指定管理者は、自主事業における収入および支出について月次報告書では独立記載しているが、事業報告書（年次）では、支出には「自主事業運営費」という勘定科目があるが、収入には自主事業収入が把握できるに関する勘定科目がない。</p> <p>自主事業における収入および支出は、適切な指定管理料を算出するために必要な重要な情報と考えられるため、指定管理者は、事業報告書（年次）においても独立した科目で表示することが望まれる。</p>
8.ふくい健康の森				
106		75	パンフレットにおける利用料金の明示について	<p>当施設においては、無料の施設もあれば、有料の施設もあるが、当施設のパンフレット上においては、各施設が有料か無料の記載がなされていない。有料か無料かの情報は、利用者にとって有益な情報と思われるため、指定管理者は、パンフレットにおいて有料施設か無料施設かが分かるように記載をすることが望まれる。また、有料施設の料金について、パンフレットに記載するのが困難であれば、利用料金については、当施設の Web サイトを参照等の案内をパンフレットに記載したほうがよいと考える。</p>
107		76	案内板の表示について	<p>多目的運動広場に設置してある使用上のお願いの表示の案内板において、利用料金の記載があるが、専用使用との表現であり、分かりにくい。案内板の表現は、利用者に分かりやすい表現、例えば、貸切使用料等の表現にするほうがよいと考える。また、400mトラックの方の案内板に記載があるように個人使用の場合は無料である旨の記載も行なったほうが容易に有料施設か無料施設なのかの判断ができてよいと考える。そのため、指定管理者は、当該案内板の表示について検討することが望まれる。</p>
108		77	スケートパークの利用料金の収受について	<p>スケートパークは比較的オープンな施設であるため、料金を支払わずに利用しているケースがある。適正な料金を払っている人が不公平感を感じることなく、皆が気持ちよく使ってもらえるためにも、指定管理者は、施設管理状況を改善し、適切に利用料金の回収を実施できるような工夫が求められる。場合によっては、利用料金は完全に無料化する、もしくは、無断利用の場合には割増料金の請求を行う等の罰則を設けるのも一つの方法と考える。</p>
109		78	アンケート調査の実施について	<p>施設利用者アンケート調査結果のサンプル数が少ない（サンプル数 12 件等）ため、施設利用者の満足度等を測る調査として十分とはいえない。指定管理者は、アンケート調査のサンプルを拡大することにより、利用者の満足度調査の精度を高めることが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
110		79	事業報告書における利用促進策の記載について	事業報告書において、スポーツ施設に関する利用率向上策が抽象的な表現しかなく、具体的な事業の記載がない。指定管理者は、事業報告書において、利用率向上の具体策の結果や次期以降の計画を数値を使用しながら文章で説明することが望まれる。
111		80	利用者数の集計について	利用者数の集計について、男性、女性、65歳未満、65歳以上という簡単な区分で行っており、高齢の方を対象としているように見える。実際には18時以降は65歳未満の方の利用が多く、どのようなニーズがあるのかは高齢者と若者で違うはずである。指定管理者は、より幅広いニーズへの対応を意識して業務を行うことが望まれる。
112		81	収益拡大策について	ふくい健康の森の施設内には、資源的には多面性があり、緑が多く、景観が素晴らしい場所もあることから、植物や昆虫採集の他、映画やドラマの撮影や結婚式等外観を楽しむ施設にも利用できると考えられる。 県または指定管理者は、積極的にその資源を活用していくことが望まれる。PRも含め観光業界とタイアップしながら企画したり、知名度を生かして健康を売りにしたい企業のネーミングライツの需要に応えたりするのもよいのではないかと思われる。
113		82	使用禁止遊具について	ふれあい公園に設置されている遊具の一部に、使用禁止の黄色いテープが張られているものの、テープの劣化によりテープが切れ、使用禁止の状況が分かりにくくなっていた。 指定管理者は、使用禁止の明示の仕方について安全管理の側面から適切な対応をする必要がある。
114		83	身障者用の点字ブロックについて	身障者用の点字ブロックに落ち葉がたまって通行しにくくなっていた。原因として、点字ブロックの中央に草が伸びており、それが引っかかるような形でたまっていた。身障者用のものであり、指定管理者は、日頃から注意して管理することが望まれる。
115		84	利用案内の掲示板の管理について	多目的運動広場に設置してある専用利用案内の掲示板の損傷状況が激しく、利用されていない状態であった。 指定管理者は、修繕を実施するか、別途現状の利用ニーズに合わせて他の掲示板としての利用に転用するなど、適切な維持管理を実施すべきである。
116		85	AEDの設置について	スケートパーク付近に設置してあるAEDは、近くに設置されている物品保管小屋内に設置されている。しかし、物品保管小屋自体は常時施錠されており、必要な時にAEDを利用できない状態になっている。 今の管理体制では、人命救助の際に適切に対応することができず、施設管理体制としては不十分であると考えられる。指定管理者は、AEDの設置方法を見直すべきである。
117		86	ブラウン管テレビについて	けんこうスポーツセンターの講師控室にあるテレビは、ブラウン管のテレビであった。当該テレビが使用できるかは、施設の担当者も把握していなかった。 県および指定管理者は、今後使用しない、もしくは、使用できないのであれば現物を廃棄する必要がある。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
118		87	運動指導委託業務における適正額について	<p>けんこうスポーツセンターのトレーニングジム内のインストラクターの人数が利用者数からすると多いように思われる。</p> <p>県は、民間スポーツジムとけんこうスポーツセンターと両方を体験し、そのサービス内容とサービス時間、利用者数を吟味することにより、このセンターにおける適正なインストラクターの数や勤務時間から限度額を算出することが望まれる。</p>
119		88	事業報告書における資料について	<p>会計システムから作成される大きい表をそのまま紙面に出力・印刷した結果、文字が小さすぎて読み取るのに苦労する資料があった。</p> <p>指定管理者は、会計システムから作成される表をそのまま印刷すると読むことが困難となるものについては、読者が読めるような形で出力もしくは加工してから保存することが望まれる。</p>
9.若狭総合公園				
120		89	利用促進のための施策について	<p>多様なレクリエーションニーズに対応する目的で整備されたものの、現状では施設の老朽化が進み、施設の整備保存に注力されている状況である。</p> <p>広く利用者を募るためにはハード面の整備だけではなくソフト面の整備が必要と考えられるため、指定管理者は、施設整備が一巡した後は、レクリエーションニーズに対応した活動がより活発に行われることが望まれる。</p>
121		90	Web サイトのリンク切れについて	<p>福井県の当施設の Web サイトに若狭総合公園温水プール（指定管理者の小浜市のページ）へのリンクがあるが、クリックすると、小浜市の他の施設の Web サイトにつながっており、リンク先が正しく設定されていなかった。</p> <p>県は、Web サイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。</p> <p>また、デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行っていくべきと考える。</p>
122		91	温水プール運営について	<p>温水プールについては、施設の老朽化、燃料費の高騰、委託料の高騰等、ハード面への投資やランニングコストの増加が見込まれ厳しい環境下にある。そのため、指定管理者は、新規利用者を獲得するためのソフト面への投資を行っていくなどプール施設を問題なく継続して運営できるようにより一層の努力や工夫を継続して実施していくことが望まれる。</p>
123		92	管理マニュアルの周知について	<p>施設管理上のマニュアルの整備状況を確認したところ、温水プール管理マニュアルが平成10年に作成後、直近の令和4年4月更新まで何度か更新されているが、マニュアルが更新されていることについて現場職員への周知が十分に行われていない。指定管理者は、マニュアルについては存在自体を周知させるだけでなく、最新のマニュアルに沿って適切な管理運営ができるようにマニュアルが更新された場合には、現場職員にも周知徹底する必要がある。</p> <p>また、温水プールにおいて女性専用の利用時間が設けられているが、温水プール管理マニュアルにはその記載がない。管理マニュアルの早期の更新が望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容															
124		93	安全管理マニュアルの整備について	当施設の公園においては、鹿等の動物が頻繁に出るとのことで公園に獣害対策フェンスを設置しているものの、動物がフェンスを乗り越えて公園内に出没することがある。指定管理者は、そういった状況になった場合に事故が起こらないように獣害対策の安全管理マニュアルを早期に整備し、管理者・担当者に浸透させることが望まれる。															
10.奥越ふれあい公園																			
125		94	フリースペースの利用者数の把握と報告について	<p>大野市では、市独自の遊具を設置して施設の魅力向上に努めている。そのため、公園のフリースペースを利用する人数はかなり多いと予想される。奥越ふれあい公園の設置目的は「奥越地域の広域的なスポーツ等、多様なレクリエーションニーズに対応する」ことであり、競技場の利用だけが目的ではない。</p> <p>現在、公園のフリースペースの利用者数として、月次報告では、定時定点観測による数が、年次報告では、遠足等で事前に申し込みがあった数がそれぞれ報告されている。施設の利用度を正確に把握するために、月次報告の方法のほうが適切であると考え。指定管理者は、年次報告においても、月次報告と同様の把握方法による利用者数を記載したほうがよい。</p>															
126		95	設備の破損等について	<p>設備を視察した結果、以下のように修繕を要するものがあつた。定期的な点検等を実施し、適時適切な修繕を実施しているものの、予算や優先順位の問題もあり、すべてを即時には対応できていない。指定管理者は、日頃から注意して管理するとともに、早期の修繕が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道のパッキン不良</li> <li>・テニスコートの椅子の破損</li> <li>・ブロックの破損</li> <li>・多目的広場排水溝の詰まり</li> </ul>															
127		96	テニスコートの管理棟の管理状況について	<p>テニスコートの管理棟において、今はない AED のシールが貼られたままとなっていたり、私物が置かれていたりしており、適切な管理状況にあるとはいえない状況であつた。</p> <p>指定管理者は、AED シールについては剥がすとともに、私物についても利用者に確認を行うほか、落とし物等の扱いとして移動・撤去することが望まれる。</p>															
128	32		減免の事業報告書への記載漏れについて	<p>利用料金の減免のうち、以下の減免について、事業報告書への記載が漏れていた。</p> <p>指定管理者は、記載が漏れないようにする必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用日付</th> <th>内容</th> <th>利用団体名</th> <th>利用時間</th> <th>徴収額 (減免率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3.4.11</td> <td>福井県サッカーリーグ 2部A</td> <td>大野市サッカー協会</td> <td>7:00から16:00</td> <td>9,500円 (50%)</td> </tr> <tr> <td>R3.8.31</td> <td>大野市連合体育大会リハーサル</td> <td>大野市連合体育大会実行委員長</td> <td>8:00から14:00</td> <td>0円 (100%)</td> </tr> </tbody> </table>	利用日付	内容	利用団体名	利用時間	徴収額 (減免率)	R3.4.11	福井県サッカーリーグ 2部A	大野市サッカー協会	7:00から16:00	9,500円 (50%)	R3.8.31	大野市連合体育大会リハーサル	大野市連合体育大会実行委員長	8:00から14:00	0円 (100%)
利用日付	内容	利用団体名	利用時間	徴収額 (減免率)															
R3.4.11	福井県サッカーリーグ 2部A	大野市サッカー協会	7:00から16:00	9,500円 (50%)															
R3.8.31	大野市連合体育大会リハーサル	大野市連合体育大会実行委員長	8:00から14:00	0円 (100%)															

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
129		97	月次報告書の記載内容について	「奥越ふれあい公園管理運営業務仕様書」において月次報告書の作成が求められており、その記載内容として「施設稼働率、利用回数、利用者数、利用料金の収入状況、利用者等からの苦情とその対応状況」の記載が求められているが、月次報告書を確認したところ、苦情等についての記載がなかった。苦情等がないため記載していないとのことであるが、指定管理者は、無いことも含め、苦情等の有無については明記しておくほうがよい。
11.トリムパークかなづ				
130		98	減免の対象について	当施設が設定している減免および免除の基準が、福井・坂井地区の利用者を対象にしている。 県の施設であるにもかかわらず、福井・坂井地区の利用者のみを対象とすることは公平性の観点から疑問である。 当施設は、県土の均衡ある発展と地域格差是正を図る施策の一環として、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の各地域において広域的利用に供される施設の一つとして地元自治体であるあわら市の要望により設置されたこともあり、福井・坂井地区の利用者のみを対象とする減免基準が設けられているとのことであるが、県は、その考えに基づく減免基準の設定が適切であるか再検討が望まれる。
131		99	ネイチャーゾーンについて	ネイチャーゾーンは、自然豊かな施設であり散歩コースにはとても魅力的な場所であるが、施設の維持や樹木の管理には多くの費用が必要だと考えられる。しかし、他にはあまりない魅力を有しており、県および指定管理者は、活用方法についての利用者からアイデアを募集および計画的な維持管理により有効活用することが期待される。
12.丹南総合公園				
132		100	利用料金の Web サイト上の表示について	Web サイト上の利用料金が条例と同じ時間区分の料金表になっており午前・午後・夜間の区分になっている。実際には、条例の上限を超えないように 30 分単位や 1 時間単位で運用している。指定管理者は、Web サイト上も実際の利用料金を表示するほうがよいと考える。
133		101	減免基準について	当施設が設定している減免および免除の基準が、越前市内の小学校・中学校・高校・スポーツ少年団・スポーツ団体・スポーツクラブ等を対象にしている。 県の施設であるにもかかわらず、越前市の団体のみを減免対象とすることは、公平性の観点から疑問である。 当施設は、県土の均衡ある発展と地域格差是正を図る施策の一環として、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の各地域において広域的利用に供される施設の一つとして地元自治体である越前市の要望により設置されたこともあり、越前市の団体のみを対象とする減免基準が設けられているとのことであるが、県は、その考えに基づく減免基準の設定が適切であるか再検討が望まれる。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
134		102	Web サイトのリンク切れについて	<p>一部の施設については、Web 上で予約できるが、Web サイト上の施設予約サービスの利用の案内ページは、リンク先が切れてしまっており到達できなくなっていた。</p> <p>指定管理者は、Web サイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。</p> <p>また、デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行うべきである。</p>
135		103	会議室の利用率の向上について	<p>会議室があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになっている。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらえるよう Web サイト上などで PR し、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。</p>
136		104	施設の Web サイトの構成について	<p>施設の Web サイトが公園部分とスポーツ施設部分とで分かれて作成されている。指定管理者は、サイトへの訪問者にも分かりやすいよう両部分を一体化したほうがよいと考える。</p>
137		105	野球連盟に文書での取り決めなく貸与している会議室について	<p>空き会議室について、文書でのやり取りなく越前市野球連盟へ貸与している状況にあることが確認された。現状、野球連盟が保管すべきパソコンやプリンター等の備品も会議室に置かれている状況にあった。文書を取り交わすことなく会議室が貸与されている状況は備品の保管責任などが曖昧になり問題である。指定管理者は、会議室を貸与する場合や備品を保管する場合には、文書を取り交わすよう改める必要がある。</p>
138		106	点字ブロックの破損について	<p>身障者用の点字ブロックが一部剥がれていて危険であった。身障者用のものでもあり、指定管理者は、日頃から注意して管理するとともに、早期の修繕が望まれる。</p>
139		107	事業報告書の記載について	<p>事業報告について、例えば、管理業務の実施状況の報告において、実施項目しか記載しておらず具体的な実施内容について記載していないなど、実績情報として不十分な状況が見受けられた。また、実績報告に数値情報しかなく、それに関する説明が記載されていないなど、事業報告に関する情報として不十分と思われるところがあった。</p> <p>指定管理者は、事業の実施状況の内容について把握できるように記載をすべきである。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
<b>各論Ⅲ</b>				
<b>1. 県民スポーツ祭開催事業</b>				
—	該当なし	—	—	—
<b>2. 1 県民1スポーツ普及事業</b>				
140		108	Web サイトの情報の更新について	<p>Web サイト上の「ゆるスポ・ニュースポ推進事業（3次募集）について」をクリックすると、「お探しのページが見つかりません」となっておりリンク先が切れてしまっており到達できなくなっている。Web サイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。</p> <p>Web サイトには、毎日多数の閲覧者が存在すると思われる。サイトの更新は速やかにかつ適時に行うべきであるが、業務の優先度によりおろそかになったり、失念してしまう場合も多い。県は、更新の時期や頻度、更新チェックなどのルールを設けて更新管理をする必要がある。</p>
<b>3. フルマラソン開催推進事業</b>				
141		109	活動指標の適切性について	<p>「ブレ大会の参加者数」を活動指標としているが、これは県の活動の内容を表す数値ではない。</p> <p>活動指標については、例えば、マラソン指導・練習会のイベント開催回数であったり、練習拠点の整備数であったりと、成果指標の目標を達成するために県が行った事業の活動状況や活動量を表す数値を活動指標とするのが適切だと考える。</p>
<b>4. スポーツ情報ポータルサイト保守事業</b>				
142		110	活動指標の適切性について	<p>県が活動指標としている「ポータルサイト延べ閲覧数」はサイト閲覧者の行動の数値であり、県の活動の指標とはいえない。活動指標としては、県の事務事業における目的である成果を上げるための活動を端的に表す数値（例えば、ポータルサイトの情報量を数値化したもの）を設定する必要がある。</p>
143		111	情報の更新について	<p>Web サイト上の「合宿支援情報」をクリックすると「お探しのページが見つかりません」となっておりリンク先が切れてしまっており到達できなくなっている。Web サイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。</p> <p>Web サイトには、毎日多数の閲覧者が存在すると思われる。サイトの更新は速やかにかつ適時に行うべきであるが、業務の優先度によりおろそかになったり、失念してしまう場合も多い。県は、更新の時期や頻度、更新チェックなどのルールを設けて更新管理をする必要がある。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
144		112	施設の予約について	<p>「スポーツ施設」のタブでは、「キーワードで探す」、「競技別で探す」、「市町別で探す」、「区分で探す」（大会開催地、合宿地）という4つの視点から該当施設を検索でき、便利である。しかし、検索結果の施設の「施設 URL」をクリックしてその施設のサイトで予約できるかどうかは、そのサイト運営者の考え次第であり、予約できることはほとんどない。</p> <p>この事業とは別に県は「施設予約システム」を構築し平成5年3月から利用可能となる。両サイトのリンクにより、「F.sports!」のサイトから県と市町のすべての公共施設の予約がスムーズにできるようになることを期待する。</p>
<b>5. 嶺南地域のスポーツ・レクリエーション施設整備事業</b>				
145		113	活動指標の適切性について	<p>活動指標は、成果指標に結び付くもので所管課がコントロール可能なものを設定する必要があるが、「基本設計、実施設計、工事の実施箇所」は、その要件は満たしている。しかし、当該指標では所管課の努力や業務量が見えてこない。例えば、全体計画を発注が予定されている整備工事ごとに分け、整備工事完了件数を活動指標とする方法が考えられる。</p> <p>また、現在の活動指標は、市町補助についての活動を示していない。別に市町への補助事業としての活動指標があるとよい。例えば、補助申請した市町の数か活動指標として考えられる。</p>
146		114	成果指標について	<p>現在の成果指標は、市町補助についての活動を示していない。別に市町への補助事業としての成果指標があるとよい。例えば、市町が当該事業を利用して整備した施設の利用者数が成果指標として考えられる。</p>